

平成 30 年度 第 1 回静岡県多面的機能支払交付金第三者委員会

日 時：平成 31 年 3 月 19 日(火)

10:00～12:00

場 所：静岡県産業経済会館 第 3 会議室

議事次第

1 開 会

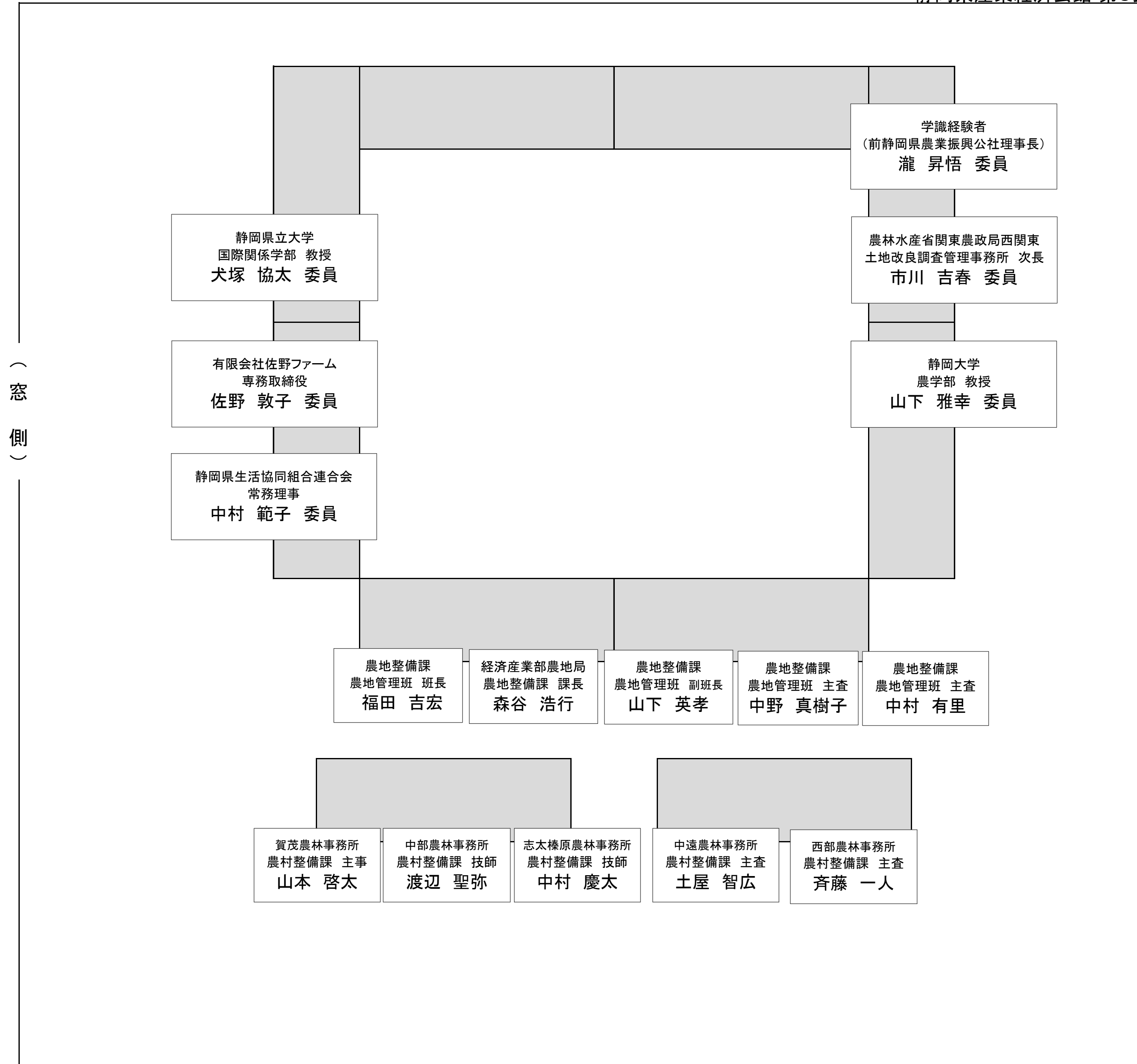
2 議 題

- (1) 委員長の選任
- (2) 多面的機能支払制度の概要、平成 31 年度の方針について
- (3) 全国の取組状況と施策評価について
- (4) 県内の取組状況と施策評価について
- (5) その他

3 閉 会

平成30年度 第1回静岡県多面的機能支払交付金第三者委員会 座席表

静岡県産業経済会館 第3会議室



静岡県多面的機能支払交付金第三者委員会 委員名簿

(五十音順 敬称略)

分野	氏名	現職	在任
農業農村 (施設管理)	いちかわ よしはる 市川 吉春	農林水産省関東農政局 西関東土地改良調査管理事務所 次長	0年
男女共同参画	いぬづか きょう た 犬塚 協太	静岡県立大学国際関係学部 教授	5年
農業者	さ の あつこ 佐野 敦子	有限会社佐野ファーム 専務取締役	0年
農業農村 (農業)	たき しょうご 瀧 昇悟	学識経験者 (前公益社団法人静岡県農業振興公社理事長)	5年
消費者	なかむら のりこ 中村 範子	静岡県生活協同組合連合会 常務理事	4年
環境	やました まさゆき 山下 雅幸	静岡大学農学部 教授	5年

静岡県多面的機能支払交付金第三者委員会設置要領

(趣旨)

第1 多面的機能支払交付金の実施に当たっては、計画的かつ効果的に推進されるとともに、明確かつ客観的基準の下に透明性を確保することが重要である。このため、静岡県多面的機能支払交付金第三者委員会（以下「委員会」という。）を設置し、事業の適正な執行に当たるものとする。

(委員会の事務)

第2 委員会は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 事業実行状況の点検
- (2) 対象組織の取組の評価
- (3) 対象組織に対する指導・助言
- (4) その他多面的機能支払交付金による活動に必要な事項

(委員会の委員及び組織)

第3 委員は、知事が委嘱する。

- 2 委員会は、10人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠として選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。
- 5 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 6 委員長は、委員会を代表し、委員会を総括する。
- 7 委員長に事故ある時は、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員会)

第4 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員改選後の初回の委員会は、静岡県経済産業部農地局長が招集する。

(庶務)

第5 委員会の庶務は、静岡県経済産業部農地局農地整備課において処理する。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年10月24日から施行する。

附 則（平成25年3月6日付け農保第238号）

- 1 この改正は、平成25年3月6日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い新たに委嘱される委員の任期は、第3の3の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則（平成27年7月3日付け農整第100号）

この改正は、平成 27 年 7 月 3 日から施行する。

附 則（平成 28 年 8 月 10 日付け農整第 233 号）
この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 12 月 10 日付け農整第 238 号）
この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

静岡県多面的機能支払交付金第三者委員会運営細目

(要領の適用)

第1 静岡県多面的機能支払交付金第三者委員会（以下「委員会」という。）の議事及び運営に関しては、この細目に定めるところによる。

(委員会の開催)

第2 静岡県多面的機能支払交付金第三者委員会設置要領第2の事務の実施に当り、委員長は委員会を開催する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって開催する。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、原則として公開とする。

(委員会の議長)

第3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(委員以外の者の出席)

第4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に意見及び説明を求めることができる。

(資料の公表)

第5 委員会で用いた資料は、原則的に公表するものとする。ただし、個人情報等に関するものについては、公表しない。

(議事録)

第6 委員長は次の各号に掲げる事項を記載した議事録を調製しなければならない。

- (1) 委員会の開催日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 議題
- (4) 審議の概要
- (5) その他重要な事項

2 議事録は、原則的に公表するものとするが、発言者名等は公表しないものとする。

(その他)

第7 この細目に定めるほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この運営細目は、平成19年10月24日から施行する。

附 則（平成25年3月6日付け農保第238号）

- 1 この改正は、平成25年3月6日から施行する。
- 2 この運営細目の施行に伴い新たに委嘱される委員の任期は、第3の3の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則（平成 27 年 7 月 3 日付け農整第 100 号）
この改正は、平成 27 年 7 月 3 日から施行する。

47 日本型直接支払

【平成31年度予算概算決定額 77,447 (77,190) 百万円】

資料 2-1

＜対策のポイント＞

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援します。

＜政策目標＞

地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業・農村の多面的機能の維持・発揮に向けた取り組みの着実な推進

＜事業の全体像＞

- 農業・農村は、国土保全等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受していますが、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、地域の共同活動の困難化に伴い、担い手への水路、農道等の地域資源の維持管理の負担が増大し、担い手による規模拡大が阻害されることが懸念される状況にあります。
- このため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行います。多面的機能が今後とも適切に発揮されるように、担い手の育成等構造改革を後押ししていく必要があります。

多面的機能支払 48,652 (48,401) 百万円

農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を支援

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、規模拡大を後押し

- ・ 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・ 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の作成 等

支援対象



農地法面の草刈り

水路の泥上げ

資源向上支払

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援

- ・ 水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・ 植栽による景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動
- ・ 施設の長寿命化のための活動 等

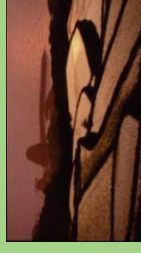


水路のひび割れ補修

植栽活動

中山間地域等直接支払 26,344 (26,340) 百万円

中山間地域等において、農業生産条件の不利益を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援



中山間地域
(山口県長門市)

環境保全型農業直接支払 2,451 (2,450) 百万円

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援



有機農業



カバークロープ



堆肥の施用

47-1 日本型直接支払のうち 多面的機能支払交付金

【平成31年度予算概算決定額 48,652 (48,401) 百万円】

＜対策のポイント＞

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

＜政策目標＞

- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率を4割以上に向上 [平成32年度まで]
- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合を5割以上に向上 [平成32年度まで]

＜事業の内容＞

1. 多面的機能支払交付金 47,050 (46,801) 百万円

① 農地維持支払

地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。

② 資源向上支払

地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

交付単価	北海道 (円/10a)			
	都府県	北海道	田	畑
① 農地維持支払	3,000	2,400	4,400	2,300
② 資源向上支払 (長寿命化) ^{※1}	2,000	1,440	2,000	1,000
③ 資源向上支払 (長寿命化) ^{※2}	250	240	400	130
④ 資源向上支払 (長寿命化) ^{※1,2}			1,920	480
⑤ 資源向上支払 (長寿命化) ^{※2}			3,400	600
⑥ 資源向上支払 (長寿命化) ^{※1,2}			120	400

[5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用]

※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
 ※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用

＜事業イメージ＞

① 農地維持支払

- 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等
- 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定等



② 資源向上支払

- 水路、農道、ため池の軽微な補修、植栽による景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動等
- 老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修等



実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）
 対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

○ 小規模集落支援

既存活動組織が、地域資源の保全管理が困難な小規模集落を取り込み、集落間連携により保全管理を行う取組を支援

○ 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等

○ 農村協働力の深化に向けた活動への支援

上記の取組に加えて、構成員のうち非農業者等が占める割合が4割以上かつ実践活動に構成員の8割以上が毎年参加する場合

○ 広域化した活動組織への支援

交付額(定額)	北海道	
	都府県	北海道
3集落以上または50ha以上	3集落以上または1,500ha以上	4万円/年・組織
200ha以上	3,000ha以上	8万円/年・組織
1,000ha以上	15,000ha以上	16万円/年・組織

小規模集落支援として農地維持支払に 加算する単価	北海道	
	都府県	北海道
田	1,000	700
畑	600	300
草地	80	40

多面的機能の更なる増進に 向けた活動への支援	北海道	
	都府県	北海道
田	400	320
畑	240	80
草地	40	20

左記の取組に加えて、農村協働力の深化に向けた活動への支援

2. 多面的機能支払推進交付金 1,602 (1,600) 百万円

○ 都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課 (03-6744-2197)

平成29年度 多面的機能支払交付金の取組状況

平成30年7月26日

農林水産省

目 次

1. 多面的機能支払交付金の取組状況の推移	
1) 取組市町村数、取組組織数、取組面積	1
2) 対象施設数	3
2. 地目別（田、畑、草地別）取組状況	4
3. 農地維持支払、資源向上支払（共同活動）、資源向上支払（長寿命化）の実施状況	5
4. 地域ブロック別の取組状況	
1) 農地維持支払	6
2) 資源向上支払（共同活動）	8
2) 資源向上支払（長寿命化）	10
5. 取組面積規模別組織数及び合計取組面積	12
6. 中山間地域等直接支払との重複状況	13
7. 活動組織の多様な主体の参画の傾向	14
8. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動（農地維持支払）	15
9. 農村環境保全活動（資源向上支払（共同活動））	16
10. 多面的機能の増進を図る活動（資源向上支払（共同活動））	17
11. 農振農用地以外を対象とした取組の状況	18

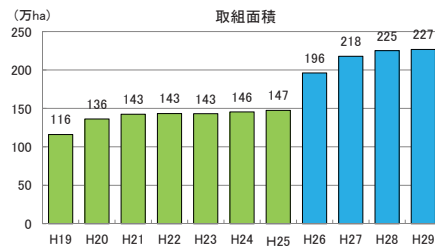
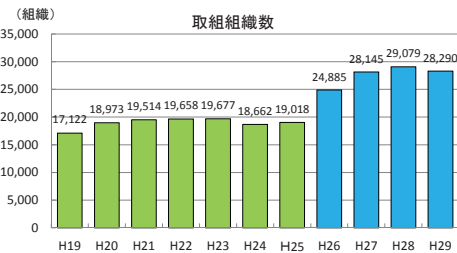
1. 多面的機能支払交付金の取組状況の推移

1) 取組市町村数、取組組織数、取組面積

- 農地維持支払交付金(以下「農地維持支払」という。)は、全国1,429市町村において、28,290組織が約227万haの農用地を事業計画に位置付け、活動に取り組んでいる。(平成28年度と比較すると、取組組織数は0.97倍、取組面積は1.01倍)
- 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)(以下「資源向上支払(共同活動)」という。)は、全国46都道府県の1,284市町村において、22,299組織が約200万haの農用地を事業計画に位置付け、取り組んでいる。(平成28年度と比較すると、取組組織数は0.96倍、取組面積は1.00倍)
- 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)(以下「資源向上支払(長寿命化)」という。)は、全国46都道府県の869市町村において、11,586組織が約69万haの農用地を事業計画に位置付け、取り組んでいる。(平成28年度と比較すると、取組組織数は0.98倍、取組面積は1.02倍)

(1) 農地維持支払の取組市町村数、取組組織数、取組面積の推移

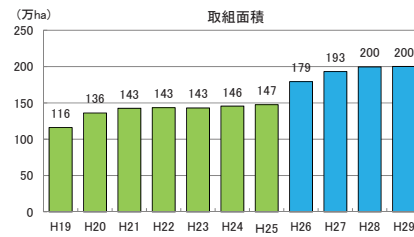
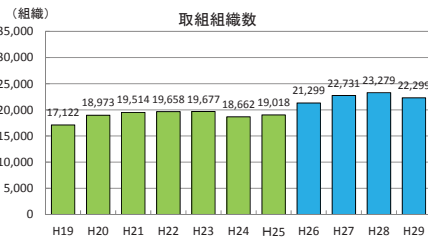
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28 A	H29 R	参考:対H28 B/A
取組市町村数	1,241	1,282	1,251	1,254	1,248	1,189	1,198	1,325	1,404	1,422	1,429	
取組組織数	17,122	18,973	19,514	19,658	19,677	18,662	19,018	24,885	28,145	29,079	28,290	0.97倍
うち広域活動組織	-	-	-	-	-	520	551	685	760	807	853	1.06倍
取組面積(ha)	1,160,430	1,361,364	1,425,144	1,433,293	1,429,826	1,455,049	1,474,379	1,961,681	2,177,554	2,250,822	2,265,742	1.01倍



※H19～H22実績は、「農地・水・環境保全向上対策」、H23～H25実績は「農地・水保全管理支払交付金」における共同活動支援交付金の取組状況を参考として掲載。

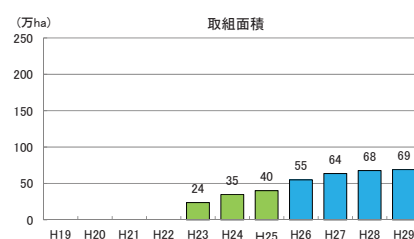
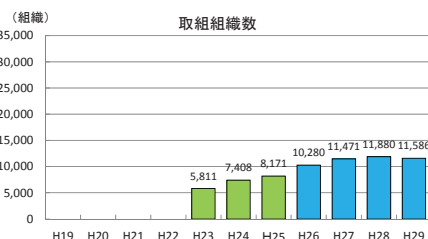
(2) 資源向上支払(共同活動)の取組市町村数、取組組織数、取組面積の状況

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28 A	H29 R	参考:対H28 B/A
取組市町村数	1,241	1,282	1,251	1,254	1,248	1,189	1,198	1,247	1,271	1,286	1,284	
取組組織数	17,122	18,973	19,514	19,658	19,677	18,662	19,018	21,299	22,731	23,279	22,299	0.96倍
うち広域活動組織	-	-	-	-	-	520	551	646	704	747	786	1.05倍
取組面積(ha)	1,160,430	1,361,364	1,425,144	1,433,293	1,429,826	1,455,049	1,474,379	1,792,816	1,930,358	1,996,037	2,001,220	1.00倍



(3) 資源向上支払(長寿命化)の取組市町村数、取組組織数、取組面積の状況

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28 A	H29 R	参考:対H28 B/A
取組市町村数					626	697	736	831	873	879	869	
取組組織数					5,811	7,408	8,171	10,280	11,471	11,880	11,586	0.98倍
うち広域活動組織					-	257	282	401	483	529	575	1.09倍
取組面積(ha)					236,982	347,898	400,935	550,446	636,996	676,408	689,393	1.02倍



※(2)のH19～H22実績は「農地・水・環境保全向上対策」、H23～H25実績は「農地・水保全管理支払交付金」における共同活動支援交付金の取組状況を参考として掲載。
 (3)のH23～H25実績は「農地・水保全管理支払交付金」における向上活動支援交付金の取組状況を参考として掲載。

2) 対象施設数

- 農地維持支払による保全管理の対象として位置付けられている施設は、水路約42万km、農道約24万km、ため池約4万6千箇所となっている。
- 資源向上支払(長寿命化)では、水路約2万6千km、農道約1万1千km、ため池約4千2百箇所を対象に補修又は更新を計画しており、平成29年度は、水路1,329km、農道504km、ため池1,024箇所の施設で補修又は更新が実施された。

(1) 農地維持支払の対象施設数

	全国計
水路 (km)	419,005
農道 (km)	241,377
ため池 (箇所)	46,355

(2) 資源向上支払(長寿命化)の対象施設数

	全国計
水路 (km)	26,158
農道 (km)	11,189
ため池 (箇所)	4,194

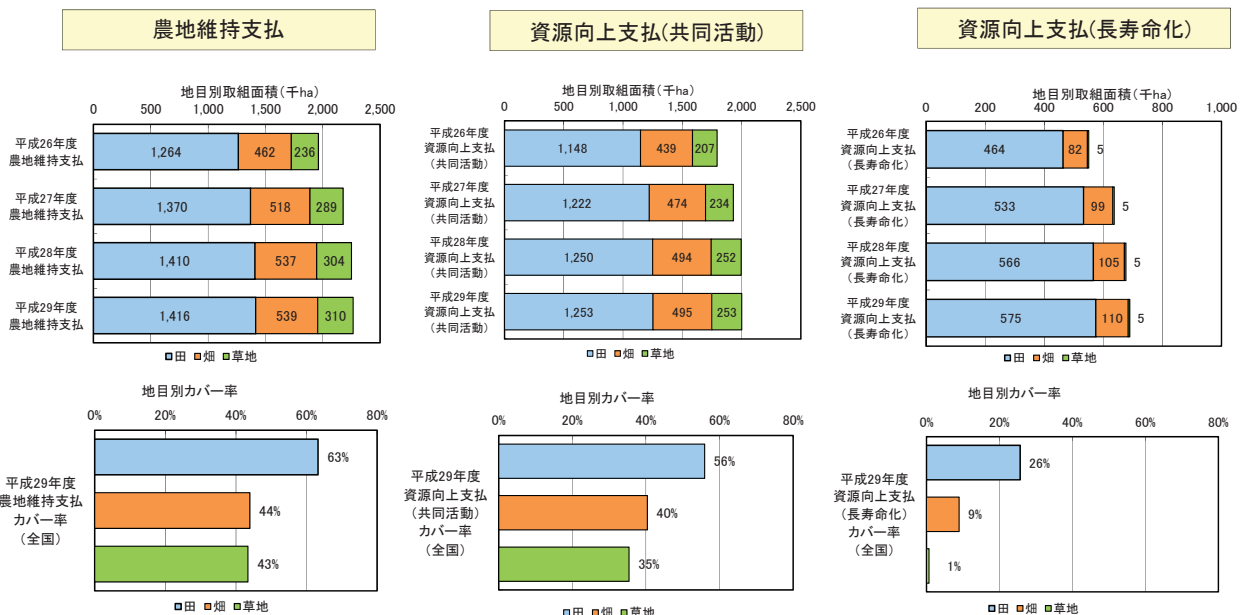
(3) (2)のうち、平成29年度における実施施設数

	全国計
水路 (km)	1,329
農道 (km)	504
ため池 (箇所)	1,024

3

2. 地目別(田、畑、草地別)取組状況

- 農地維持支払の地目別取組面積の内訳は、田1,416千ha(63%)、畑539千ha(24%)、草地310千ha(14%)で、対象農用地面積に対する取組面積の比率(以下「カバー率」という。)は、田が63%、畑44%、草地43%となっている。
- 資源向上支払(共同活動)の地目別取組面積の内訳は、田1,253千ha(63%)、畑495千ha(25%)、草地253千ha(13%)で、カバー率は、田56%、畑40%、草地35%となっている。
- 資源向上支払(長寿命化)の地目別取組面積の内訳は、田575千ha(83%)、畑110千ha(16%)、草地5千ha(1%)で、カバー率は、田26%、畑9%、草地1%となっている。



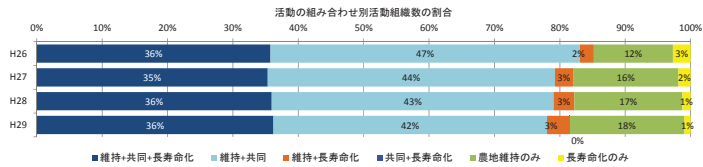
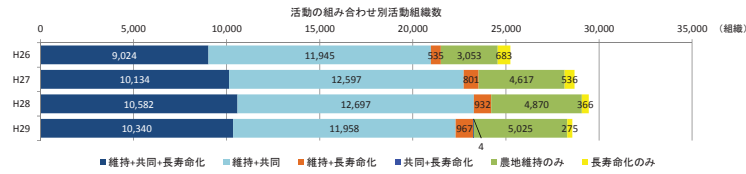
※対象農用地面積とは、「平成28年の農用地区域内の農地面積調査」における農地面積に「農用地区域内の採草放牧地面積」(農村振興局調べ)を加えた面積。

4

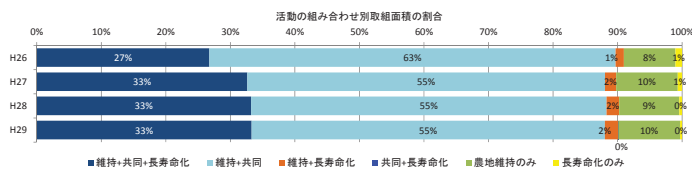
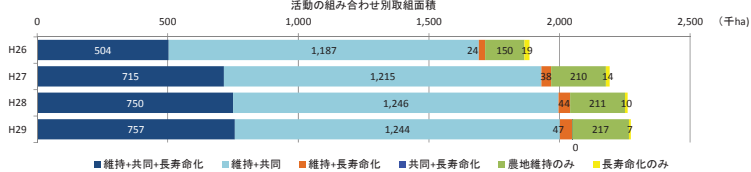
3. 農地維持支払、資源向上支払（共同活動）、資源向上支払（長寿命化）の実施状況

- 各活動組織の農地維持支払、資源向上支払（共同活動）、資源向上支払（長寿命化）の活動の組み合わせ別に組織数、取組面積をみると、農地維持支払と資源向上支払（共同活動）を実施している組織が多く、取組面積も大きい。
- 平成28年度と比較すると、農地維持支払と資源向上支払（共同活動）に取り組む組織数の割合が低下し、農地維持支払のみに取り組む組織数の割合が増加している。一方、取組面積については、面積割合の大きな変動はみられない。

活動の組み合わせ別活動組織数



活動の組み合わせ別取組面積



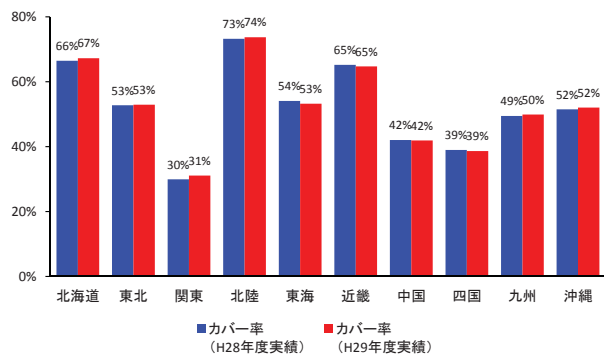
4. 地域ブロック別の取組状況

1) 農地維持支払

- 地域ブロック別に取組状況をみると、取組組織数は、東北が5,866組織と最も多く、次いで九州4,573組織、近畿3,978組織となっている。
- 取組面積は、北海道が約78万haと最も大きく、次いで東北約44万ha、九州約25万haとなっている。
- 1組織当たり面積の全国平均は80ha。北海道は914ha。都府県において最も大きいのは沖縄で442ha、次いで東北で75haとなっている。一方、最も小さいのは近畿で30haとなっている。
- カバー率の全国平均は54%。地域ブロック別では北陸が74%で最も高く、最も低いのは関東で31%となっている。

地域ブロック別の農地維持支払の取組状況（平成29年度）

	取組組織数 ①	対象農用地面積 (千ha) ②	取組面積 (ha) ③	1組織当たりの平均取組面積(ha) ③/①	カバー率 ③/②
全国	28,290	4,181	2,265,742	80	54%
北海道	853	1,159	779,889	914	67%
東北	5,866	829	438,821	75	53%
関東	3,420	642	199,656	58	31%
北陸	3,415	302	222,963	65	74%
東海	1,687	158	83,995	50	53%
近畿	3,978	186	120,581	30	65%
中国	3,045	223	93,389	31	42%
四国	1,403	130	50,105	36	39%
九州	4,573	509	254,246	56	50%
沖縄	50	42	22,096	442	52%



※対象農用地面積とは、「平成28年の農用地区域内の農地面積調査」における農地面積に「農用地区域内の採草放牧地面積」(農村振興局調べ)を加えた面積。

(参考)農地維持支払の都道府県別のカバー率について

- 全国の農地維持支払のカバー率は、平成29年度は54%となった。
- 平成29年度の都道府県別のカバー率をみると、福井県及び兵庫県が82%で最も高く、次いで富山県と新潟県が74%、滋賀県が73%となっている。

農地維持支払の都道府県別のカバー率

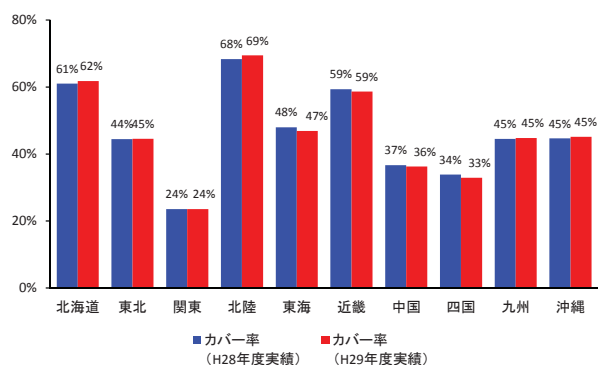
都道府県	平成28年度 取組面積 (ha)	平成29年度 取組面積 (ha)	取組面積 の増減 (ha)	平成29年度 カバー率(%)
北海道	771,895	779,889	7,995	67%
青森県	44,457	42,866	-1,591	29%
岩手県	77,094	77,767	673	50%
宮城県	72,096	73,237	1,141	63%
秋田県	95,997	96,527	530	65%
山形県	85,130	85,136	6	71%
福島県	62,437	63,289	852	44%
東北	437,210	438,821	1,611	53%
茨城県	31,821	33,195	1,374	26%
栃木県	43,033	42,588	-446	41%
群馬県	15,585	16,790	1,205	27%
埼玉県	13,808	15,005	1,197	24%
千葉県	28,812	29,833	1,021	31%
東京都	21	21	0	1%
神奈川県	828	1,082	255	10%
山梨県	7,806	7,355	-451	31%
長野県	36,494	39,158	2,664	40%
静岡県	14,261	14,629	368	26%
関東	192,468	199,656	7,188	31%
新潟県	123,332	124,201	869	74%
富山県	41,279	41,445	166	74%
石川県	25,860	25,894	34	66%
福井県	31,032	31,423	391	82%
北陸	221,503	222,963	1,460	74%
岐阜県	24,851	23,978	-873	51%
愛知県	33,199	33,230	31	57%
三重県	27,265	26,788	-478	50%
東海	85,315	83,995	-1,320	53%
滋賀県	37,180	37,151	-29	73%
京都府	15,727	15,217	-510	66%
大阪府	1,517	1,558	41	33%
兵庫県	51,095	50,833	-262	82%
奈良県	6,111	5,831	-280	38%
和歌山県	10,176	9,991	-185	33%
近畿	121,805	120,581	-1,224	65%
鳥取県	15,892	16,043	151	50%
島根県	22,846	22,560	-286	56%
岡山県	15,611	15,149	-463	26%
広島県	18,631	18,845	214	38%
山口県	20,452	20,792	339	51%
中国	93,433	93,389	-44	42%
徳島県	10,808	10,706	-103	35%
香川県	13,621	13,791	170	54%
愛媛県	17,154	16,196	-958	37%
高知県	9,523	9,413	-110	32%
四国	51,105	50,105	-1,000	39%
福岡県	39,846	39,210	-636	55%
佐賀県	36,621	35,866	-755	69%
長崎県	16,080	15,471	-610	37%
熊本県	72,551	72,484	-67	61%
大分県	22,787	23,345	559	38%
宮崎県	23,929	24,568	639	40%
鹿児島県	42,229	43,302	1,073	41%
九州	254,043	254,246	203	50%
沖縄県	22,045	22,096	51	52%
都府県計	1,478,928	1,485,853	6,925	49%
全国計	2,250,822	2,265,742	14,920	54%

2) 資源向上支払 (共同活動)

- 地域ブロック別に取組状況を見ると、取組組織数は、東北が4,362組織と最も多く、次いで九州3,688組織、近畿3,491組織となっている。
- 取組面積は、北海道が約72万haと最も大きく、次いで東北約37万ha、九州約23万haとなっている。
- 1組織当たりの平均取組面積は90ha。北海道が899haで最も大きく、都府県においては、沖縄が408ha、次いで東北が85haとなっている。
- カバー率の全国平均は48%。地域ブロック別では北陸が69%で最も高く、最も低いのは関東で24%となっている。

地域ブロック別の資源向上支払 (共同活動) の取組状況 (平成29年度)

	取組組織数 ①	対象農用地 面積 (千ha) ②	取組面積 (ha) ③	1組織当たり の平均取組 面積(ha) ③/①	カバー率 ③/②
全国	22,299	4,181	2,001,220	90	48%
北海道	797	1,159	716,605	899	62%
東北	4,362	829	369,243	85	45%
関東	2,442	642	151,177	62	24%
北陸	2,865	302	209,997	73	69%
東海	1,336	158	73,989	55	47%
近畿	3,491	186	109,285	31	59%
中国	2,250	223	80,818	36	36%
四国	1,021	130	42,687	42	33%
九州	3,688	509	228,249	62	45%
沖縄	47	42	19,169	408	45%



※対象農用地面積とは、「平成28年の農用地区域内の農地面積調査」における農地面積に「農用地区域内の採草放牧地面積」(農村振興局調べ)を加えた面積。

(参考)資源向上支払(共同活動)の都道府県別のカバー率について

- 全国の資源向上支払(共同活動)のカバー率は、平成29年度は48%となった。
- 平成29年度の都道府県別のカバー率をみると、福井県及び兵庫県が80%で最も高く、次いで新潟県が71%、滋賀県が70%となっている。

資源向上支払(共同活動)の都道府県別のカバー率

都道府県	平成28年度 取組面積(ha)	平成29年度 取組面積(ha)	取組面積 の増減(ha)	平成29年度 カバー率(%)
北海道	709,203	716,605	7,402	62%
青森県	39,638	37,486	-2,152	26%
岩手県	68,892	69,999	1,107	45%
宮城県	55,532	56,119	587	48%
秋田県	90,003	90,823	820	61%
山形県	61,794	61,932	138	51%
福島県	52,411	52,884	473	37%
東北	368,270	369,243	974	45%
茨城県	26,008	26,093	85	21%
栃木県	32,004	31,526	-478	31%
群馬県	14,081	14,403	322	23%
埼玉県	8,485	8,477	-9	13%
千葉県	23,959	23,947	-13	25%
東京都	-	5	5	0%
神奈川県	394	366	-28	3%
山梨県	7,585	7,021	-565	30%
長野県	26,004	26,425	421	27%
静岡県	12,942	12,915	-26	23%
関東	151,463	151,177	-286	24%
新潟県	117,350	119,652	2,302	71%
富山県	37,055	37,457	402	67%
石川県	22,086	22,118	32	57%
福井県	30,258	30,770	512	80%
北陸	206,749	209,997	3,248	69%
岐阜県	23,392	22,690	-701	49%
愛知県	29,926	29,513	-413	51%
三重県	22,426	21,786	-639	41%
東海	75,743	73,989	-1,754	47%
滋賀県	35,985	35,681	-304	70%
京都府	14,969	14,429	-540	63%
大阪府	-	-	-	-
兵庫県	50,152	49,883	-269	80%
奈良県	4,778	4,465	-312	29%
和歌山県	5,026	4,827	-199	16%
近畿	110,910	109,285	-1,625	59%
鳥取県	11,686	11,851	164	37%
島根県	21,604	21,147	-457	52%
岡山県	12,564	11,768	-796	20%
広島県	15,359	15,498	139	31%
山口県	20,245	20,554	310	50%
中国	81,459	80,818	-641	36%
徳島県	10,465	10,347	-118	34%
香川県	11,419	11,414	-5	45%
愛媛県	15,398	14,027	-1,371	32%
高知県	7,112	6,900	-213	23%
四国	44,394	42,687	-1,707	33%
福岡県	35,726	34,706	-1,020	49%
佐賀県	33,594	32,765	-829	63%
長崎県	14,893	14,265	-628	34%
熊本県	66,405	66,690	285	56%
大分県	20,397	20,902	505	34%
宮崎県	17,897	18,108	211	30%
鹿児島県	39,818	40,814	996	39%
九州	228,729	228,249	-480	45%
沖縄県	19,118	19,169	51	45%
都府県計	1,286,834	1,284,615	-2,218	43%
全国計	1,996,037	2,001,220	5,184	48%

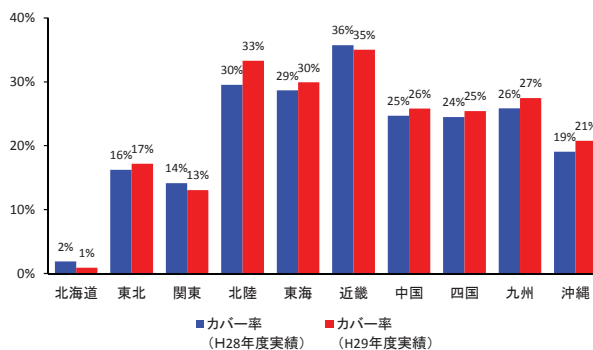
9

3) 資源向上支払(長寿命化)

- 地域ブロック別に取組状況を見ると、取組組織数は、近畿が2,289組織と最も多く、次いで東北1,879組織、九州1,854組織となっている。
- 取組面積は、東北が約14万3千haで最も大きく、次いで九州が約14万ha、北陸が約10万1千haとなっている。
- 1組織当たり面積の全国平均は60ha。北海道が537haで最も大きく、都府県では沖縄が384ha、次いで東北が76haとなっている。一方、最も小さいのは近畿で28haとなっている。
- カバー率の全国平均は16%。地域ブロック別では近畿が35%で最も高く、最も低いのは北海道で1%となっている。

地域ブロック別の資源向上支払(長寿命化)の取組状況(平成29年度)

	取組組織数 ①	対象農用地 面積 (千ha) ②	取組面積 (ha) ③	1組織当たり の平均取組 面積(ha) ③/①	カバー率 ③/② ③/②
全国	11,586	4,181	689,393	60	16%
北海道	20	1,159	10,739	537	1%
東北	1,879	829	142,573	76	17%
関東	1,323	642	83,724	63	13%
北陸	1,375	302	100,697	73	33%
東海	727	158	47,241	65	30%
近畿	2,289	186	65,219	28	35%
中国	1,343	223	57,491	43	26%
四国	753	130	32,955	44	25%
九州	1,854	509	139,928	75	27%
沖縄	23	42	8,825	384	21%



※対象農用地面積とは、「平成28年の農用地区域内の農地面積調査」における農地面積に「農用地区域内の採草放牧地面積」(農村振興局調べ)を加えた面積。

(参考)資源向上支払(長寿命化)の都道府県別のカバー率について

- 全国の資源向上支払(長寿命化)のカバー率は、平成29年度は16%となった。
- 平成29年度の都道府県別のカバー率をみると、福井県、京都府及び兵庫県が63%で最も高く、次いで佐賀県51%となっている。

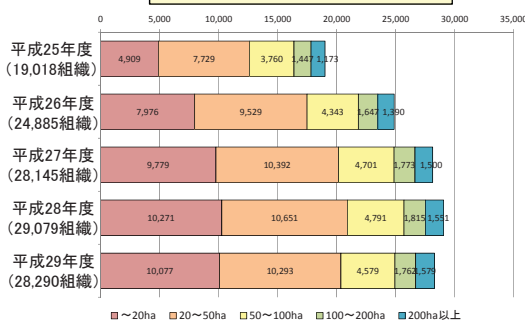
資源向上支払(長寿命化)の都道府県別のカバー率

都道府県	平成28年度 取組面積(ha)	平成29年度 取組面積(ha)	取組面積 の増減(ha)	平成29年度 カバー率(%)
北海道	21,761	10,739	-11,022	1%
青森県	4,911	5,341	430	4%
岩手県	56,587	57,059	472	37%
宮城県	13,008	12,962	-46	11%
秋田県	15,300	16,701	1,402	11%
山形県	39,155	39,524	369	33%
福島県	5,743	10,985	5,243	8%
東北	134,703	142,573	7,870	17%
茨城県	15,596	11,728	-3,868	9%
栃木県	11,314	747	-10,567	1%
群馬県	8,519	10,969	2,450	18%
埼玉県	3,059	3,055	-4	5%
千葉県	12,952	13,922	971	14%
東京都	-	5	5	0%
神奈川県	145	150	5	1%
山梨県	3,863	4,155	293	18%
長野県	25,914	28,649	2,735	29%
静岡県	9,482	10,344	862	18%
関東	90,843	83,724	-7,119	13%
新潟県	54,746	60,294	5,548	36%
富山県	7,976	12,680	4,705	23%
石川県	3,347	3,593	246	9%
福井県	23,195	24,129	934	63%
北陸	89,265	100,697	11,432	33%
岐阜県	17,245	17,676	430	38%
愛知県	20,589	21,896	1,307	38%
三重県	7,421	7,670	249	14%
東海	45,255	47,241	1,986	30%
滋賀県	5,050	4,367	-682	9%
京都府	14,591	14,352	-240	63%
大阪府	-	-	-	-
兵庫県	39,484	39,058	-426	63%
奈良県	3,933	3,877	-56	26%
和歌山県	3,709	3,565	-144	12%
近畿	66,767	65,219	-1,548	35%
鳥取県	11,728	11,569	-159	36%
島根県	15,905	16,400	495	40%
岡山県	6,753	6,947	194	12%
広島県	6,360	6,403	43	13%
山口県	14,100	16,173	2,073	39%
中国	54,846	57,491	2,645	26%
徳島県	7,290	7,575	284	25%
香川県	8,840	8,917	77	35%
愛媛県	8,318	8,735	417	20%
高知県	7,628	7,728	100	26%
四国	32,077	32,955	879	25%
福岡県	11,719	11,843	124	17%
佐賀県	26,758	26,625	-132	51%
長崎県	11,657	11,488	-169	28%
熊本県	50,195	51,322	1,127	43%
大分県	5,207	7,822	2,615	13%
宮崎県	9,476	10,017	542	16%
鹿児島県	17,727	20,811	3,084	20%
九州	132,738	139,928	7,191	27%
沖縄県	8,154	8,825	671	21%
都府県計	654,646	678,654	24,007	22%
全国計	676,408	689,393	12,985	16%

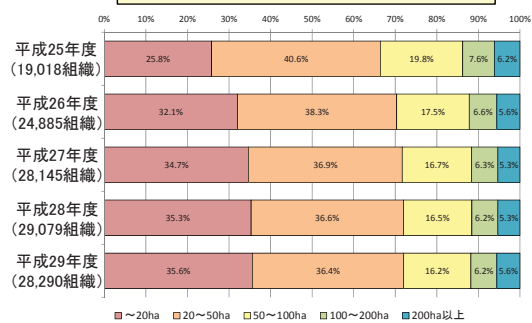
5. 取組面積規模別組織数及び合計取組面積(農地維持支払)

- 農地維持支払の取組面積規模別の組織数は20~50haの組織が最も多いが、全取組組織数に占める割合は年々低下している。これに対し、取組面積が200ha以上の組織数は年々増加している。
- 一方、取組面積規模別の合計取組面積を見ると、200ha以上の組織の合計取組面積が最も大きく、その割合は年々上昇している。これに対し、平成29年度における200ha未満の組織の合計取組面積は、平成28年度と比べて減少した。
- これらから、組織の広域化が進んでいることが示されている。

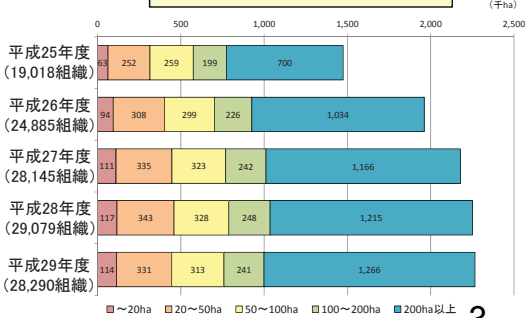
取組面積規模別活動組織数



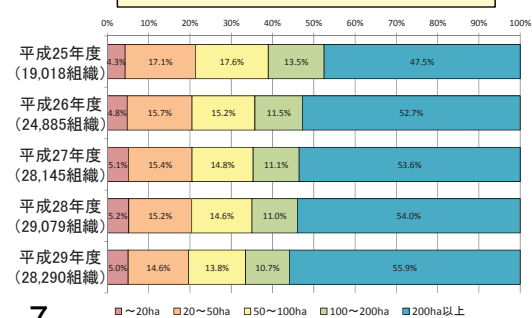
取組面積規模別の活動組織数構成割合



取組面積規模別の合計取組面積

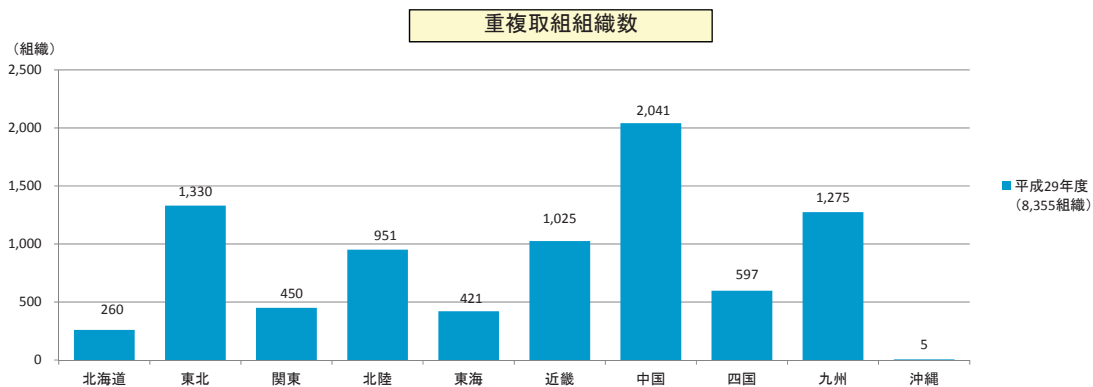
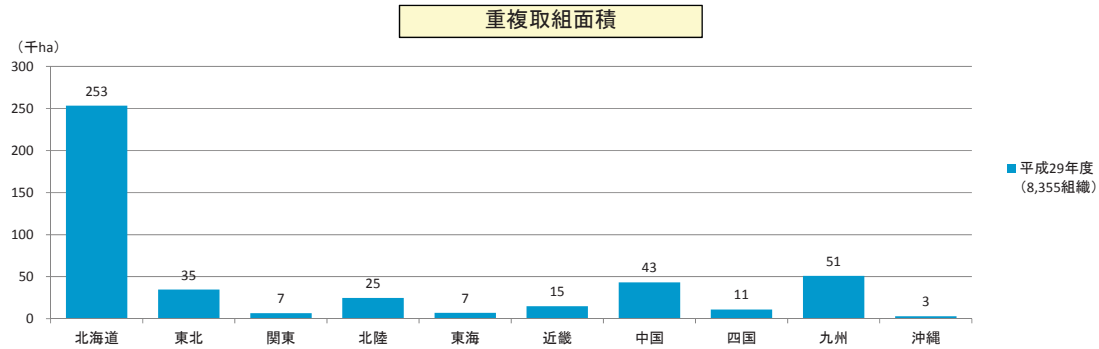


取組面積規模別の合計取組面積構成割合



6. 中山間地域等直接支払との重複状況（農地維持支払）

- 多面的機能支払と併せて中山間地域等直接支払に取り組む面積は全国で449千ha、対象組織数は8,355組織であった。
- 地域ブロック別にみると、面積では、草地での重複が多い北海道を除けば、九州、中国地方で大きくなっており、組織数では、中国、東北、九州の順となっている。



13

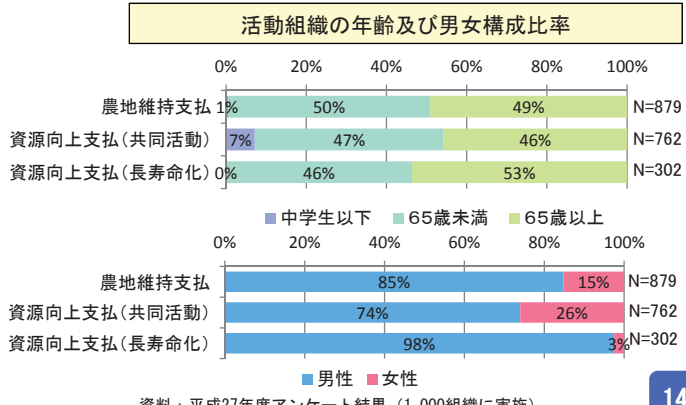
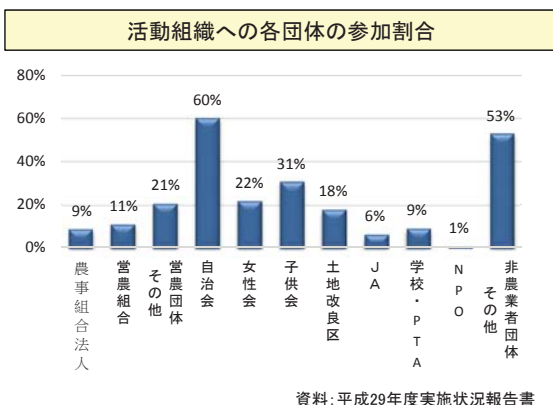
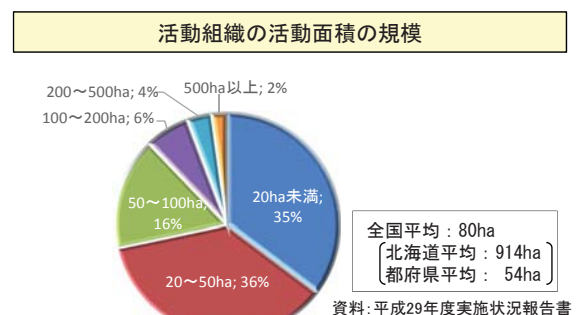
7. 活動組織の多様な主体の参画の傾向（農地維持支払）

- 活動組織の構成員数は、農業者・非農業者合わせて234万人・団体となった。
- 農地維持支払に取り組む組織に参画している各種団体では、自治会が最も多く、次いで子供会、女性会の順に多い。
- 活動組織の活動面積の規模は、50ha未満で約7割を占めている。

活動組織の構成員数

個人		団体	
農業者	非農業者	農業関係 〔農事組合法人、 営農組合等〕	その他 〔自治会、子供会、 女性会等〕
159万8千人	56万5千人	2万8千団体	14万6千団体
合計 234万人・団体			

資料：平成29年度実施状況報告書



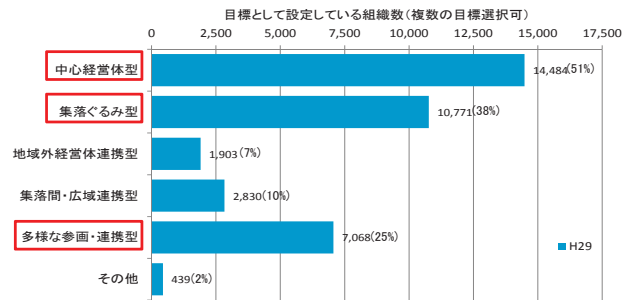
8. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動（農地維持支払）

- 農地維持支払に取り組む組織が設定している構造変化に対応した保全管理の目標は、「中心経営体型」が最も多く14,484組織（51%）、次いで「集落ぐるみ型」10,771組織（38%）、「多様な参画・連携型」7,068組織（25%）となっている。
- 農地維持支払に取り組む組織が選択している地域資源の適切な保全管理のための推進活動は、農業者による検討会を開催している組織が最も多く16,711組織（59%）となっている。

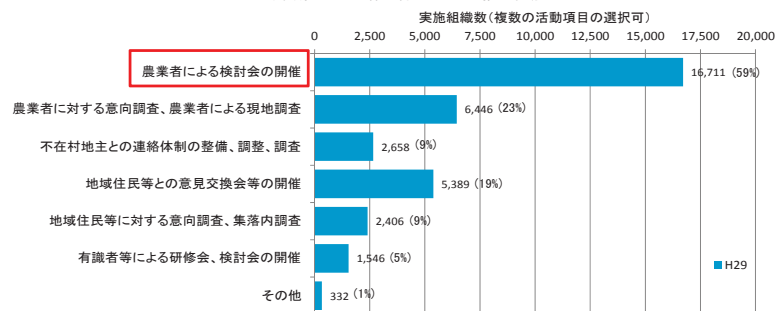
構造変化に対応した保全管理の目標

中心経営体型	地域内の中心経営体の育成・確保、農地集積を図り、中心経営体との役割分担や労力補充により保全管理を図る。
集落ぐるみ型	集落営農組織の構築・充実等を図り、集落を基礎とした農業生産体制の整備と合わせた地域ぐるみの保全管理を図る。
地域外経営体連携型	地域外の農業生産法人や認定農業者等への農地集積を図り、地域外の経営体との協力・役割分担により保全管理を図る。
集落間・広域連携型	広域的な農地利用の調整、近隣集落との連携、旧村や水系単位等での連携を図り、集落間の相互の労力補充や広域的な活動により保全管理を図る。
多様な参画・連携型	地域住民の参画、地域外の団体や都市住民等との連携を図り、地域外を含め多様な地域資源管理の担い手の確保により保全管理を図る。

構造変化に対応した保全管理の目標



地域資源の適切な保全管理のための推進活動



15

9. 農村環境保全活動（資源向上支払（共同活動））

- 資源向上支払（共同活動）に取り組む22,299組織における農村環境保全活動の内容をみると、「景観形成・生活環境保全」20,632組織（93%）、「生態系保全」6,383組織（29%）、「水質保全」4,452組織（20%）の順に実施している組織が多い。
- 実施している組織が最も多い「景観形成・生活環境保全」の項目では、「景観形成のための施設への植栽等」が最も多く、次いで「施設等の定期的な巡回点検・清掃」を実施している組織が多い。
- 「生態系保全」の項目の中では「生物の生息状況の把握」及び「外来種の駆除」が、「水質保全」の項目の中では「水質モニタリングの実施・記録管理」を実施している組織が多い。

農村環境保全活動の実施状況

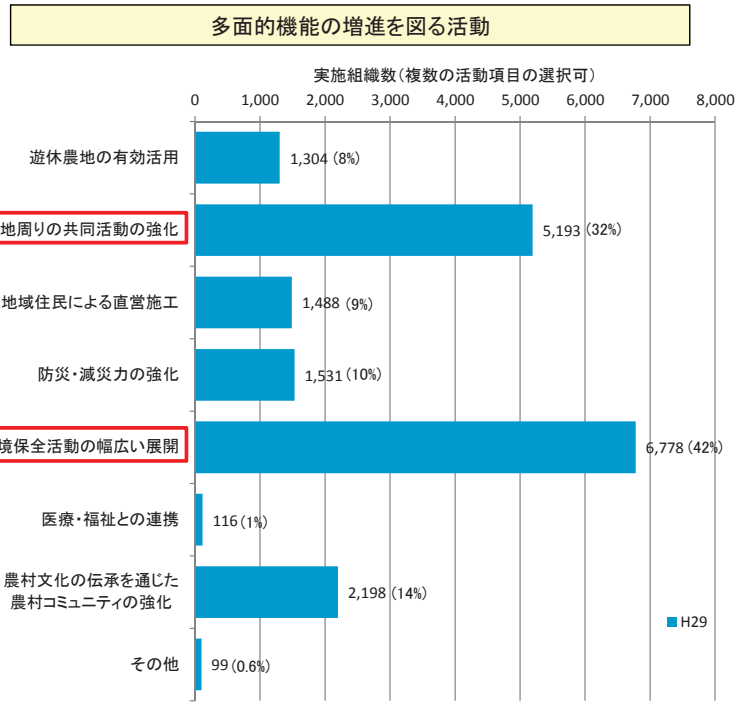


16

10. 多面的機能の増進を図る活動(資源向上支払(共同活動))

○ 資源向上支払(共同活動)に取り組む組織における多面的機能の増進を図る活動内容をみると、「農村環境保全活動の幅広い展開」6,778組織(42%)、「農地周りの共同活動の強化」5,193組織(32%)を行っている組織が多い。

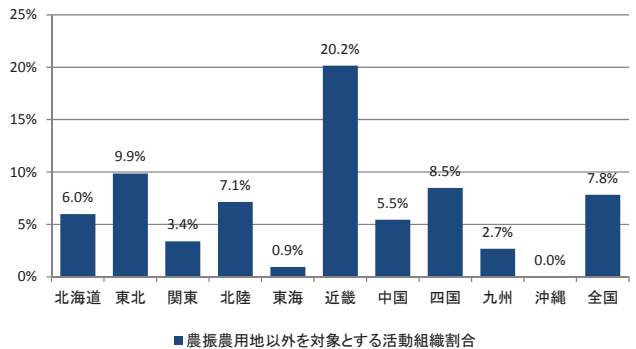
遊休農地の有効活用 地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用、企業と連携した特産物の作付等、遊休農地の有効活用のための活動	農地周りの共同活動の強化 鳥獣被害防止のための対策施設の設置や農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動
地域住民による直営施工 農業者・地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置、そのための技術習得等、地域住民が参加した直営施工による活動	防災・減災力の強化 水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化等、地域が一体となった防災・減災力の強化活動
農村環境保全活動の幅広い展開 農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、農村環境の良好な保全に向けた幅広い活動	医療・福祉との連携 地域の医療・福祉施設等と連携した、農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた交流活動等、地域と医療・福祉施設等との連携を強化する活動
農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化 農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動	その他 都道府県が実施要綱に基づく基本方針において対象活動とすることとした活動



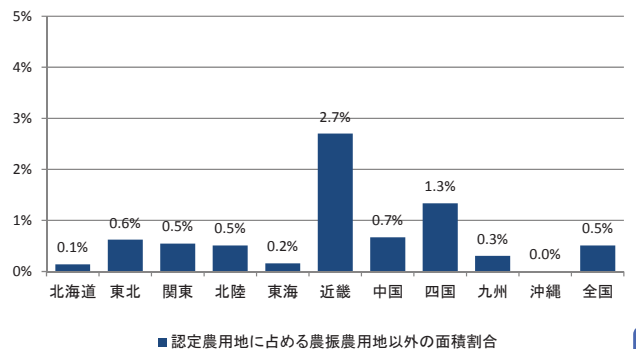
11. 農振農用地以外を対象とした取組の状況

○ 農地維持支払に取り組む組織28,290組織のうち、2,216組織(7.8%)は農振農用地以外の農用地を対象農用地として活動を行っており、その面積は約12千haと認定農用地2,266千haの0.5%を占めている。
 ○ 地域ブロック別に見ると、組織数では近畿、東北の割合が高く、面積割合では近畿、四国が高い。

地域	農地維持支払に取り組む組織	交付対象に農振農用地以外を含む組織	割合
北海道	853	51	6.0%
東北	5,866	579	9.9%
関東	3,420	116	3.4%
北陸	3,415	244	7.1%
東海	1,687	16	0.9%
近畿	3,978	802	20.2%
中国	3,045	166	5.5%
四国	1,403	119	8.5%
九州	4,573	123	2.7%
沖縄	50	0	0.0%
全国	28,290	2,216	7.8%



地域	農地維持支払の認定農用地	農振農用地以外(交付対象)	割合
北海道	780	1.1	0.1%
東北	439	2.7	0.6%
関東	200	1.1	0.5%
北陸	223	1.1	0.5%
東海	84	0.1	0.2%
近畿	121	3.3	2.7%
中国	93	0.6	0.7%
四国	50	0.7	1.3%
九州	254	0.8	0.3%
沖縄	22	0.0	0.0%
全国	2,266	11.5	0.5%



第11回 多面的機能支払交付金第三者委員会

日時：平成30年11月26日（月）

13：30～15：30

場所：農林水産省 第2特別会議室

議事次第

- 1 開 会
- 2 議 題
 - (1) 第10回第三者委員会の意見と対応方針
 - (2) 多面的機能支払交付金における施策の評価の考え方について
 - (3) 多面的機能支払交付金の交付状況の点検（案）について
 - (4) 多面的機能支払交付金の効果の評価（案）について
 - (5) 多面的機能支払交付金における施策の評価のまとめ（案）について
 - (6) その他

3 閉 会

「多面的機能支払交付金第三者委員会」委員名簿
(五十音順 敬称略)

河野 康子	日本消費者協会 理事
西郷 真理子	株式会社まちづくりカンパニー・ シープネットワーク 代表取締役
中嶋 康博	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授
星野 敏	京都大学大学院地球環境学 教授
水谷 正一	宇都宮大学 名誉教授
山崎 貴史	読売新聞東京本社 論説委員
鷲谷 いづみ	中央大学理工学部 教授

第10回第三者委員会の主な意見と対応方針

第10回第三者委員会における議題	意見	委員名	対応方針
第9回第三者委員会の意見と対応方針	リーダーの立場について、「元公務員」を一括りにしていると実際の姿が見えにくくなるので、自治会の役員や土地改良区の関係者等、他の立場との重複が見えるような形で集計したほうがよい。	鷲谷委員	元公務員、民間企業の管理職経験者などの立場との重複関係を整理し、分析する。 【資料1 p.1】
	女性のリーダーというのは難しいので、対象組織の役員の中にどのくらい女性がいるかという調査を行った方が有益なデータを得られるのではないかと。	中嶋座長	対象組織役員の中の女性割合について、今年度活動実態調査を行った対象組織を対象に、追加で聞き取り調査を行い、その調査結果を集計し分析する。 【資料1 p.2】
活動組織の自己評価と市町村評価の結果	フォローアップ調査で対象とした30組織に規模的な特徴はあるか。例えば、かなりの面積のあるところでもステップゼロになっているところはあるか。対応する市町村の規模についても確認したい。	中嶋座長	当該組織の規模及び市町村の規模を確認して報告する。 【資料1 p.3】
施策評価に関する調査結果	大きな規模の対象組織とそうでないところで、何か傾向に違いが出てくるかもしれない。規模別に違いがあるかクロス分析してほしい。	星野委員	対象組織の規模別に、農地維持支払、資源向上支払(共同)等の実施状況を整理し分析を行う。 【資料1 p.4～11】
	役に立った取組、負担を感じている取組、やめたい取組について、項目間を比較できるような統合スコアでまとめると良いのではないかと。	鷲谷委員	役に立った取組、負担を感じている取組、やめたい取組について、項目間を比較できるような統合スコアで整理する。 【資料3 p.29、31、33、35、38】
多面的機能支払交付金における施策評価の進め方	市町村への意向調査の中に、以下3点を入れてほしい。 ①対象組織に対して、人材バンク等(例:シルバー人材センター、草刈り隊等)の紹介や連携を行うよう働きかけているか、 ②本交付金の活動が、農業以外の側面(例:観光産業等)でどのように活かしているか、 ③市町村が担う指導・助言の役割の中において、本交付金の活動事例集をどのように役立てているか。	河野委員	対象組織がある市町村の担当者に対して9月末までに行った聞き取り調査結果を集計し、市町村の意向等について分析する。 【資料1 p.12】

第10回第三者委員会の主な意見と対応方針

第10回第三者委員会における議題	意見	委員名	対応方針
多面的機能支払交付金における施策評価の進め方	多面的機能支払の評価をするときに、産業政策との関連の中で、この施策がどういう意味を持っているのか、第三者委員会で議論する必要がある。県・市町村レベルの他の分野の施策担当者がどう見ているか、情報を集め、議論の素材にできれば、施策評価の一つの視点が得られる。多面的機能支払を活用している方々が、産業政策の部分と、地域政策の部分どちらに期待しているか、そういった調査項目を入れてほしい。	水谷委員	産業政策と地域政策のどちらに期待しているかについて、対象組織がある市町村の担当者に対して9月末までに行った聞き取り調査結果を集計し分析する。 【資料1 p.13】
	事務手続きに係る調査で、ICTをどのくらい利用しているか調べてほしい。	中嶋座長	事務手続きにおけるICTの利用状況について、対象組織に対して9月末までに行った聞き取り調査結果を集計し分析する。 【資料3 p.27】
施策評価に関する調査結果	①地域で共同作業を行うことを原則としているところだが、長寿命化等では、交付金を使って作業を外注していることが今回の調査でよく現れてきた。この辺を一定程度整理が必要。 ②対象面積に応じて交付金を支給することは、ルールとしては妥当だと思うが、広い面積のところでは1億円を超える交付金で外注が可能で一方、中山間地でもともと面積を確保できないところでは十数万円の補助しかなく、労力を無償提供してみんなでやらざるを得ない。このあたりについて、今後に向けて精査していただきたい。	河野委員	資源向上支払(長寿命化)に取り組んでいる対象組織の対象農用地面積の規模別に、外部委託状況を調査し、整理する。 【資料1 p.14】
	(多面的機能の増進を図る活動について)取組数が1つのところも6つ以上のところも、対象農用地面積が同じであれば同じ交付額が出ることになっている。面積に加え、取組数に応じて、さらに交付金額にメリハリを付けるような発想はあり得るか。	山崎委員	取組数に応じて効果が増えることが確認されているので、取組数を増加させる仕組みについて引き続き検討を進める。 【資料1 p.15】
	(多面的機能の増進を図る活動について)取組数の多い対象組織はどのような性格があるのか、逆に取組数の少ない対象組織は何か障害になっているものがあるか調べておけば、制度設計に役立つのではないかと。	中嶋座長	多面的機能の増進を図る活動の取組数が多い対象組織と少ない対象組織について、非農業者の参加状況や認定農用地の面積規模等から相関関係を整理する。 【資料1 p.15】

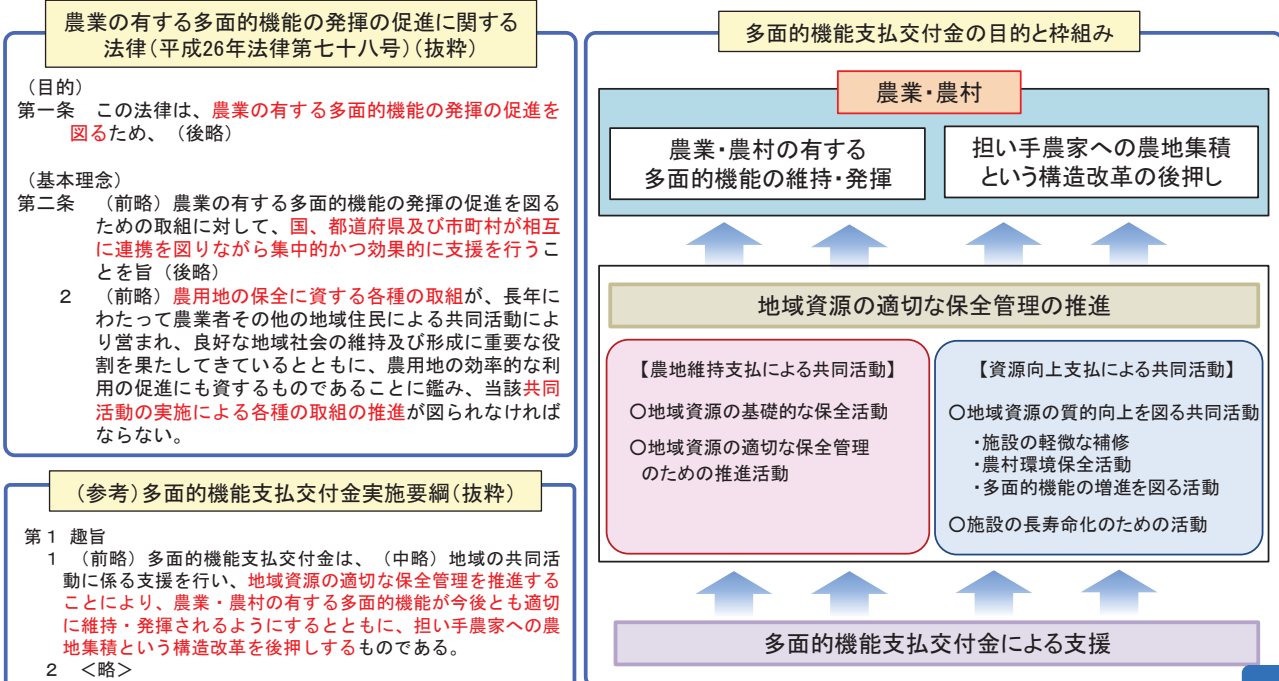
多面的機能支払交付金における 施策の評価の考え方について

平成30年11月26日

農林水産省

1 多面的機能支払交付金の目的

- 多面的機能支払交付金（以下、「本交付金」という。）は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律及び多面的機能支払交付金実施要綱（以下、「実施要綱」という。）に基づき、地域の共同活動による農用地の保全に資する各種の取組に対して、国、都道府県及び市町村が相互に連携を図りながら集中的かつ効率的に支援を行うことにより、
 - ① 農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮、
 - ② 担い手農家への農地集積という構造改革を後押しすることを目的としている。



2 多面的機能支払交付金における施策の評価の考え方

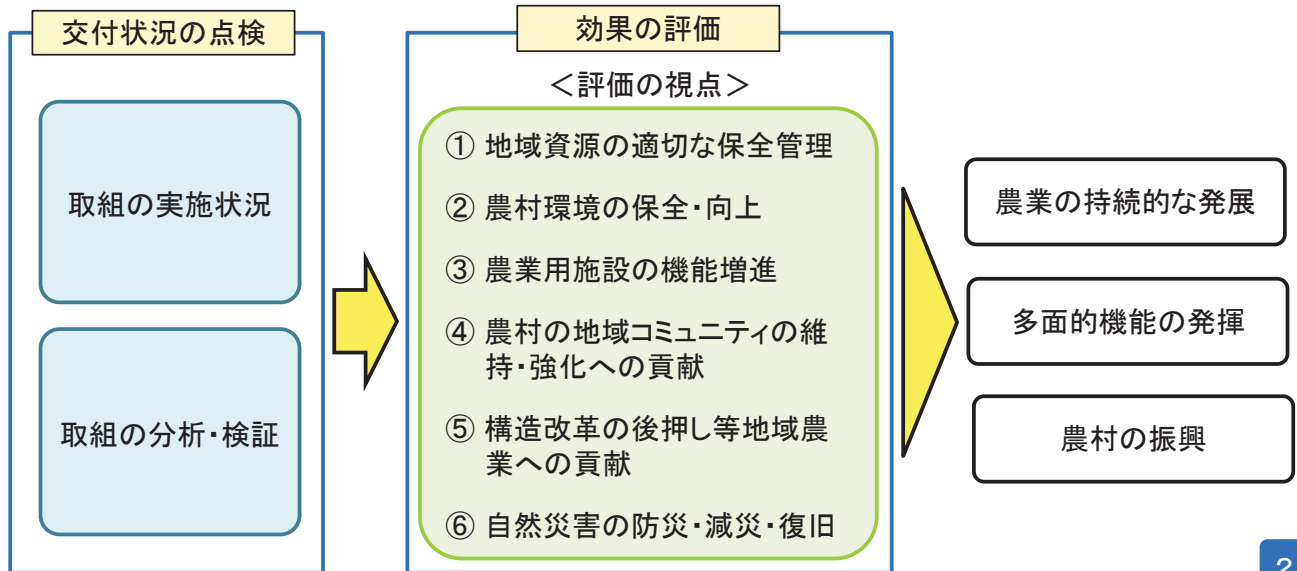
○ 本交付金の施策の評価については、実施要綱に基づき第三者委員会を設置し、交付状況の点検を毎年度行い、その結果を踏まえ、本交付金の効果の評価を行う。

多面的機能支払交付金実施要綱(抜粋)

第3 実施体制

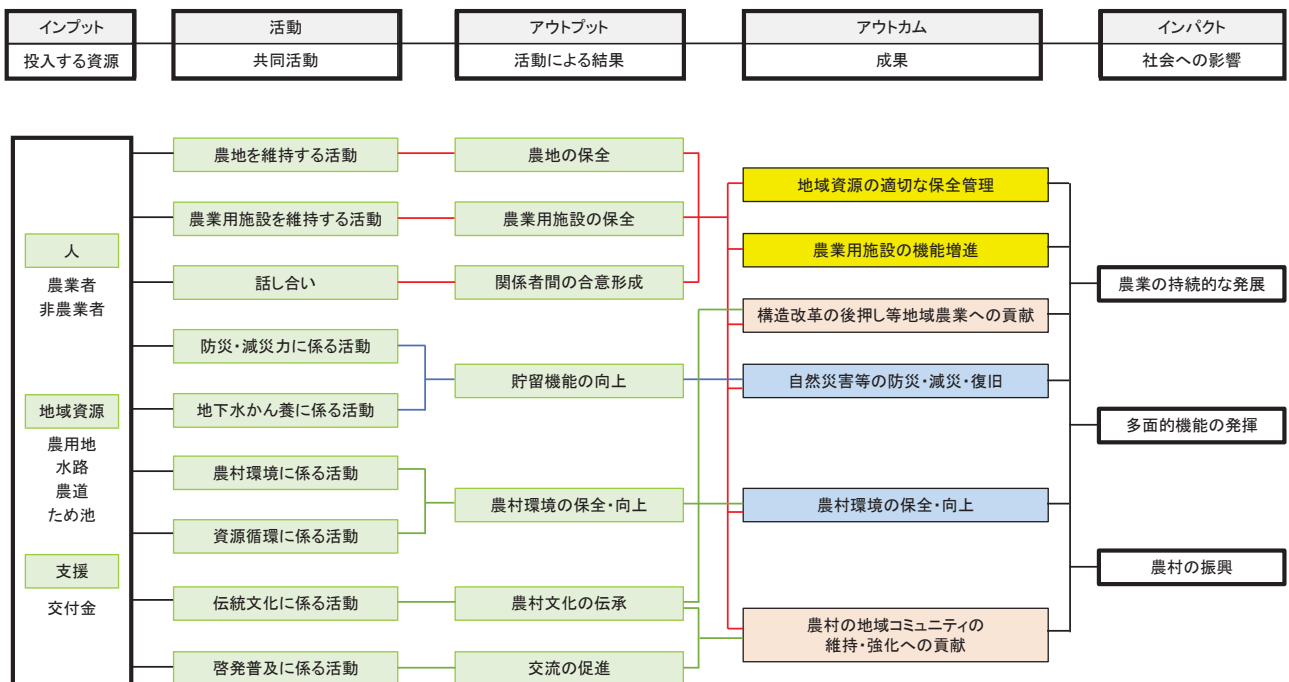
1 国の役割

国は、(中略)本交付金の交付が計画的かつ効果的に実施されるよう、**交付状況の点検及び効果の評価を行い、施策に反映**するため、第三者機関を設置することとする。



2

(参考1) ロジックモデル(要約版)



3

(参考2) 多面的機能支払交付金第三者委員会の開催の経緯 (1/2)

平成26年度	10月10日 第1回第三者委員会	○多面的機能支払交付金の実施状況等に関する現地調査 (愛知県安城市、豊橋市、田原市)
	3月5日 第2回第三者委員会	○平成26年度多面的機能支払交付金の実施状況 ○多面的機能支払交付金に関する活動地区事例 ○施策評価の進め方
平成27年度	10月5日 第3回第三者委員会	○平成26年度多面的機能支払交付金の実施状況 ○平成26年度活動組織へのアンケート結果 ○施策評価の進め方について
	3月11日 第4回第三者委員会	○中間評価の進め方 ○平成27年度活動組織へのアンケート結果 ○統計データ分析結果について ○平成27年度の取組状況(概要)
平成28年度	8月4日 第5回第三者委員会	○中間評価の進め方について ○多面的機能支払交付金に関するロジックモデル ○効果に関する分析結果 ○熊本地震の対応状況について
	12月1日 第6回第三者委員会	○平成27年度多面的機能支払交付金の取組状況 ○地方公共団体、推進組織の実態調査結果の分析 ○活動組織による自己評価・市町村評価結果 ○ロジックモデルの深化
	3月14日 第7回第三者委員会	○統計データ分析結果について ○ロジックモデルの深化 ○事業の仕組みの検証 ○都道府県中間評価結果 ○中間評価の骨子案

4

(参考2) 多面的機能支払交付金第三者委員会の開催の経緯 (2/2)

平成29年度	7月25日 第8回第三者委員会	○平成28年度多面的機能支払交付金の取組状況 ○活動組織の経年変化に関する事例集 ○多面的機能支払交付金の中間評価(案)
	8月31日	中間評価公表
	3月12日 第9回第三者委員会	○中間評価について ○活動組織による自己評価と市町村評価の結果について ○活動組織アンケート分析結果について ○活動組織のプロセス事例集の拡充 ○多面的機能支払交付金における施策評価の進め方
平成30年度	7月26日 第10回第三者委員会	○平成29年度多面的機能支払交付金の取組状況 ○多面的機能支払交付金の施策評価に関する調査結果について ○活動組織による自己評価と市町村評価の結果について ○活動組織のプロセス事例集の拡充
	11月26日 第11回第三者委員会	○多面的機能支払交付金における施策の評価の考え方について ○多面的機能支払交付金の交付状況の点検(案)について ○多面的機能支払交付金の効果の評価(案)について ○多面的機能支払交付金の施策の評価のまとめ(案)について

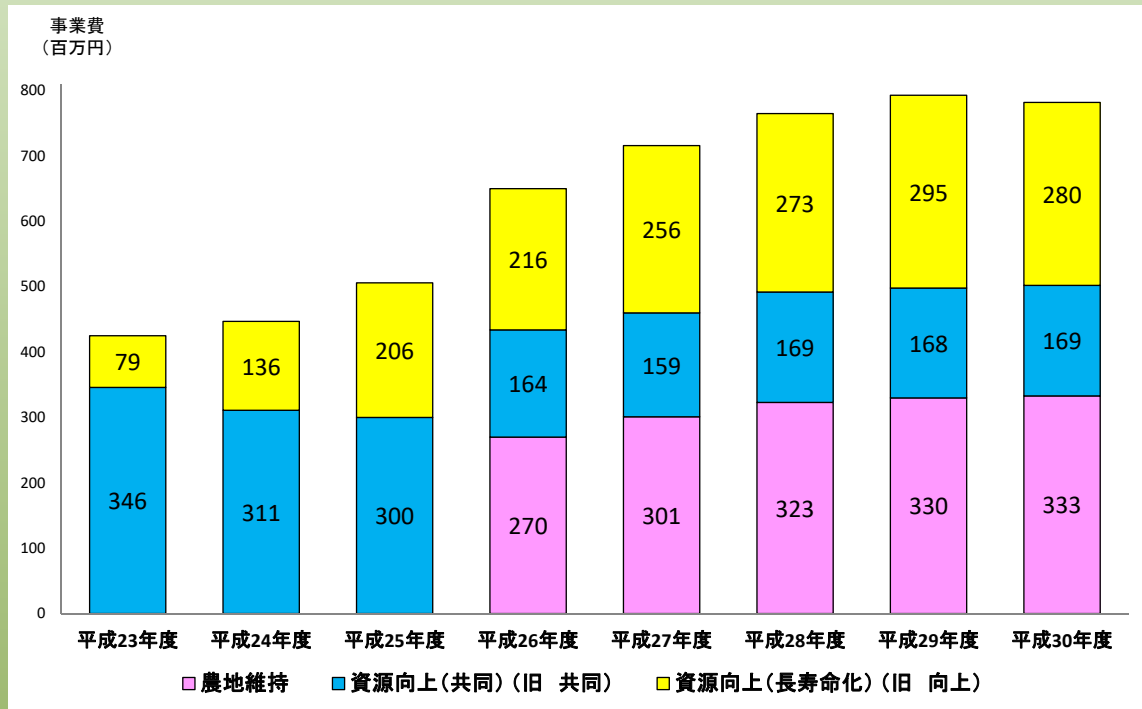
5

多面的機能支払交付金 静岡県内の取組状況

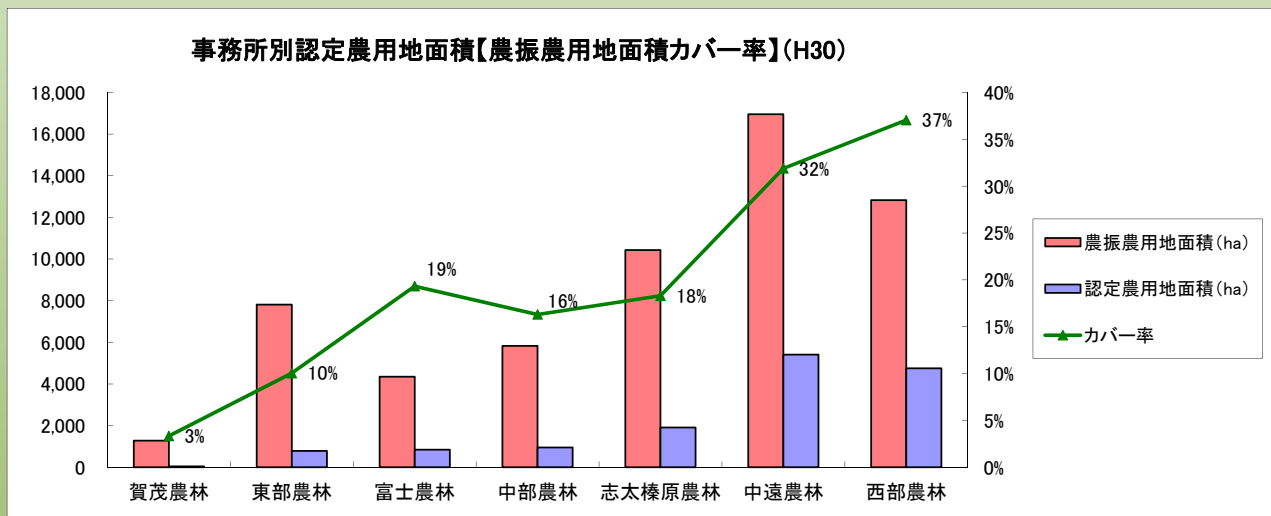
事務所名	市町名	対象農用地面積 (H27年12月)	2期(26年度から多面的機能支払交付金、27年度から法制化)						3期(多面的機能支払交付金)										
			26年度		27年度		28年度		29年度				30年度(H31.1月末時点)						
			活動 組織 数	協定農用地 面積	活動 組織 数	認定農用地 面積	活動 組織 数	認定農用地 面積	カバ-率	全体			(うちH29新規)		全体			(うちH30新規)	
										活動 組織 数	認定農用地 面積	カバ-率	活動 組織 数	認定農用地 面積	活動 組織 数	認定農用地 面積	カバ-率	活動 組織 数	認定農用地 面積
(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(%)	(ha)	(%)	(ha)	(%)	(ha)	(ha)	(%)	(ha)	(ha)	(%)	(ha)				
賀茂	下田市	133																	
	東伊豆町	382		1	3.3	1	3.3	0.9	1	3.3	0.9			1	3.3	0.9			
	河津町	211	1	20.4	1	20.4	1	20.4	9.7	1	20.4	9.7		1	20.4	9.7			
	南伊豆町	185																	
	松崎町	266	3	15.4	3	15.4	3	15.4	5.9	(3) 2	(14.6) 7.8	(5.5) 2.9		(3) 2	(14.6) 7.8	(5.5) 2.9			
	西伊豆町	98							1	11.0	11.3			1	11.0	11.2			
	小計	1,275	4	15.4	5	39.1	6	50.1	3.9	(6) 5	(49.3) 42.5	(3.9) 3.3		(6) 5	(49.3) 42.5	(3.9) 3.3			
東部	沼津市	1,999	1	90.0	2	100.1	2	100.1	4.8	3	115.7	5.8	1	21.0	3	114.7	5.7		
	熱海市	130																	
	三島市	501	2	61.5	4	118.8	4	118.8	23.8	4	118.8	23.7		4	118.8	23.7			
	伊東市	559	2	40.1	2	40.1	2	40.1	7.1	2	39.2	7.0		2	39.2	7.0			
	御殿場市	1,340	5	156.8	7	229.8	7	229.8	17.1	7	218.3	16.3		7	218.3	16.3			
	裾野市	369	1	57.0	1	57.0	1	57.0	15.5	1	57.0	15.4		1	57.0	15.4			
	伊豆市	1,096	4	67.7	4	67.7	4	65.6	6.0	5	77.4	7.1	1	12.6	5	77.4	7.1		
	伊豆の国市	804	3	136.8	3	136.8	3	136.8	17.0	(3) 0	(136.8) 0.00	(17.0) 0.0		(3) 0	(136.8) 0.0	(17.0) 0.0			
	函南町	465	1	16.4	1	16.4	1	16.4	3.5	(1) 0	(16.4) 0.00	(3.5) 0.0		(1) 0	(16.4) 0.0	(3.5) 0.0			
	清水町	—																	
	長泉町	140	1	90.4	1	88.8	1	88.8	59.0	1	88.8	63.4		1	88.8	63.4			
	小山町	410	1	20.0	1	20.0	3	64.0	16.4	4	70.1	17.1	1	6.0	4	70.1	17.1		
	小計	7,813	21	736.7	26	875.4	28	917.3	11.7	(31) 27	(938.3) 785.1	(12.0) 10.0	3	39.6	(31) 27	(937.3) 784.1	(12.0) 10.0		
富士	富士宮市	2,437	5	180.6	5	180.6	5	180.6	7.4	(5) 4	(180.6) 148.8	(7.4) 6.1		(5) 4	(180.6) 148.8	(7.4) 6.1			
	富士市	1,913	4	666.5	4	666.5	4	666.5	34.6	5	691.5	36.1	1	40.0	5	691.5	36.1		
	小計	4,350	9	889.1	9	889.1	9	847.1	19.3	(10) 9	(872.1) 840.3	(20.0) 19.3	1	40.0	(10) 9	(872.1) 840.3	(20.0) 19.3		
中部	静岡市	5,825	31	954.2	38	1,063.9	39	1,080.3	18.5	(39) 38	(1,010.5) 962.5	(17.3) 16.5		(39) 37	(1,007.1) 949.5	(17.3) 16.3			
	小計	5,825	31	954.2	38	1,063.9	39	1,080.3	18.5	(39) 38	(1,010.5) 962.5	(17.3) 16.5		(39) 37	(1,007.1) 949.5	(17.3) 16.3			
志太榛原	島田市	3,028	10	580.2	12	605.6	15	888.5	29.4	(16) 14	(1,079.3) 1,012.5	(35.6) 33.4	1	230.0	(16) 14	(1,108.3) 1,041.5	(36.6) 34.4		
	焼津市	1,231	4	153.1	4	145.6	5	158.1	12.8	(6) 5	(168.2) 151.4	(13.7) 12.3	1	10.1	(7) 6	(175.6) 158.8	(14.3) 12.9		
	藤枝市	2,041	7	153.9	8	172.8	10	229.7	11.3	(10) 9	(223.3) 185.3	(10.9) 9.1		(10) 9	(223.3) 185.3	(10.9) 9.1			
	牧之原市	3,232	6	259.6	7	303.0	7	303.0	9.4	(8) 8	(455.3) 455.3	(14.1) 14.1	1	80.0	(8) 8	(455.3) 455.3	(14.1) 14.1		
	吉田町	267								1	18.4	6.9	1	18.4	1	18.4	6.9		
	川根本町	631	2	53.2	2	53.2	3	82.4	13.0	(3) 2	(82.4) 49.2	(13.1) 7.8		(3) 2	(82.4) 49.2	(13.1) 7.8			
	小計	10,430	29	1,200.0	33	1,280.1	40	1,661.7	15.9	(44) 39	(2,026.9) 1,872.1	(19.4) 17.9	4	338.5	(45) 40	(2,063.3) 1,908.5	(19.8) 18.3		
中遠	磐田市	3,905	7	648.3	7	648.3	7	648.3	16.5	8	674.9	17.3	1	26.6	8	674.9	17.3		
	掛川市	5,083	19	1,264.0	20	1,275.6	24	1,692.5	33.5	30	2,006.2	39.5	6	252.5	31	2,023.2	39.8		
	袋井市	3,025	15	2,074.2	15	2,073.1	15	2,071.9	67.7	15	2,071.2	68.5			15	2,070.2	68.4		
	御前崎市	1,407	2	93.7	2	93.7	3	112.7	7.9	3	103.2	7.3			3	103.2	7.3		
	菊川市	2,608	9	495.7	9	495.7	9	495.7	19.0	(10) 8	(531.7) 419.7	(20.4) 16.1	1	49.0	(10) 8	(531.7) 419.7	(20.4) 16.1		
	森町	927	1	116.9	1	116.9	1	116.9	12.6	1	116.8	12.6			1	116.8	12.6		
	小計	16,955	53	4,692.8	54	4,703.2	59	5,138.0	30.2	(67) 65	(5,504.0) 5,392.0	(32.5) 31.8	8	328.1	(68) 66	(5,519.9) 5,407.9	(32.6) 31.9		
西部	浜松市	11,699	33	4,114.0	36	4,269.9	37	4,368.8	36.9	39	4,497.8	38.4	2	138.9	39	4,497.8	38.4		
	湖西市	1,129	4	99.7	9	197.7	9	197.7	17.7	11	236.4	20.9	2	38.7	13	255.4	22.6		
	小計	12,828	37	4,213.7	45	4,467.6	46	4,566.5	35.3	50	4,734.2	36.9	4	177.6	52	4,753.2	37.1		
計	59,476	183	12,701.8	209	13,318.4	226	14,261.0	23.9	(246) 232	(15,135.2) 14,628.6	(25.4) 24.6	20	923.7	(250) 235	(15,202.2) 14,686.0	(25.6) 24.7	4	43.4	

① 3期から対象農用地面積は平成27年12月の農用地区域内農用地の数値
 ② 活動組織「浅羽一万石」は、磐田市と袋井市に計上。
 ③ 平成29年度以降は活動終了組織を含む。

多面的機能支払交付金事業費の推移



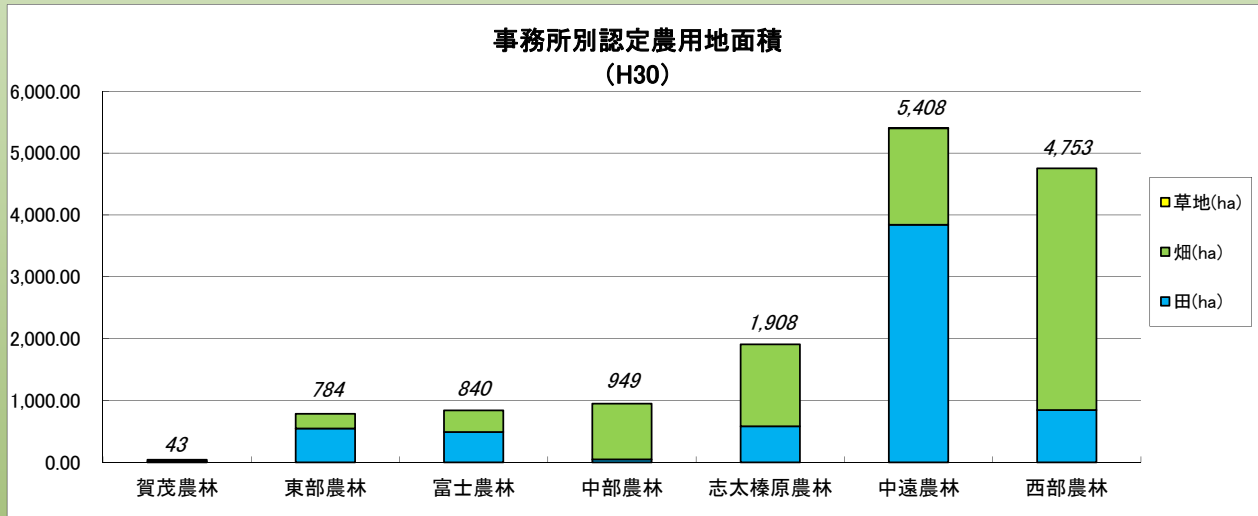
多面的機能支払交付金取組状況 — 農振農用地面積カバー率 —



県計	農振農用地面積 (ha)	認定農用地面積 (ha)	カバー率
H29年度	59,476	14,629	24.6%
H30年度	59,476	14,686	24.7%

多面的機能支払交付金取組状況

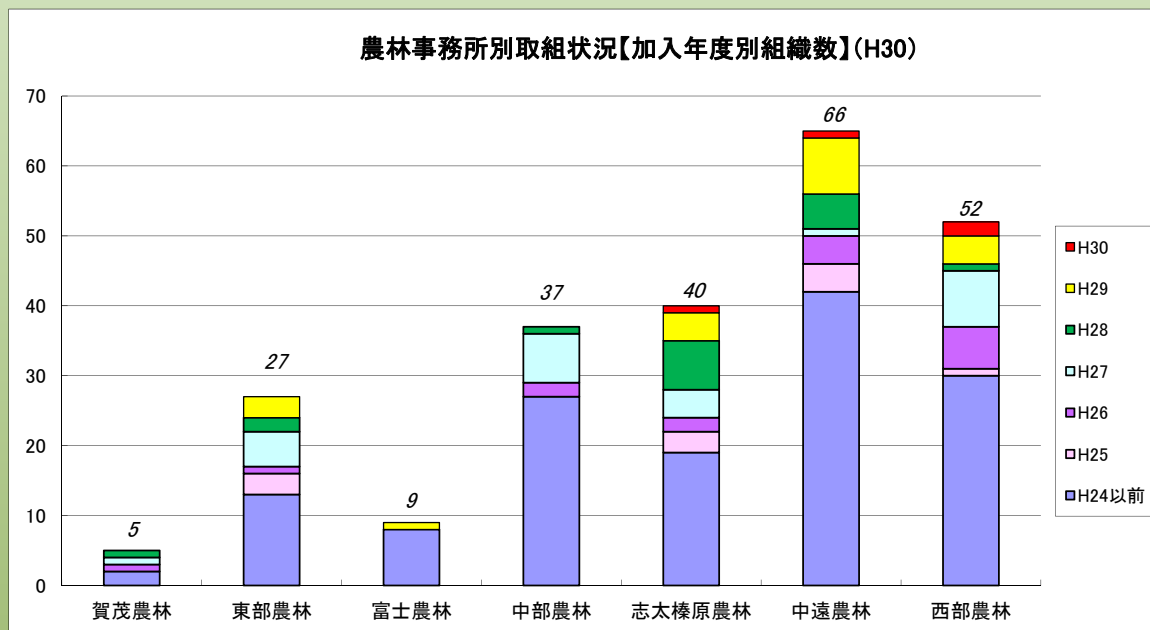
—農用地面積—



県計	田 (ha)	畑・草地 (ha)	計 (ha)
H29年度	6,341	8,288	14,629
H30年度	6,373	8,313	14,686

多面的機能支払交付金取組状況

—加入年度別組織数—



H24以前	H25	H26	H27	H28	H29	H30	計
141	11	16	26	17	20	4	235

ふじのくに美農里プロジェクト研修会の実施について

1. 概要

県要綱基本方針（別紙2）P.21において、「機能診断・補修技術等の研修は、5年間に1回以上実施」とあり、昨年度のアンケートにおいても長寿命化の研修要望があったことから、県内3か所にて研修会を企画した。（H23、H27年度に補修研修開催済み）

またH30制度拡充に伴い、「活動組織の広域化に向けた研修」について国から指導あったため、その内容についても盛り込むほか、本年度終了を迎える活動組織が多いことから、「地域資源保全管理構想」についても周知することとした。

2 開催日時、会場等、参加者…下表のとおり

会場 (農林)	西部会場 (主に中遠・西部農林)	中部会場 (主に中部・志太榛原農林)	東部会場 (主に東部・富士農林)
日時	H30. 9. 6 (木) 14:00～16:15	H30. 9. 7 (金) 9:30～11:45	H30. 9. 7 (金) 14:00～16:15
場所	アミューズ豊田 『ゆやホール』 (磐田市上新屋 304)	静岡労政会館 『ホール』 (静岡市葵区黒金町 5-1)	長泉町文化センター ベルフォーレ『ホール』 (長泉町下土狩 821-1)
参加者	87人	50人	28人

3 内容（各会場同様）

(1) 挨拶【農地整備課】

(2) 講演1「コンクリート開水路の変状と簡易補修、

多面的機能支払交付金資源向上活動(長寿命化)施工事例と留意事項」

【農林水産省 関東農政局 土地改良技術事務所 保全技術課 坂本氏】

(3) 活動組織の広域化推進について【農地整備課】



コンクリート開水路の補修・長寿命化の講演

ふじのくに美農里プロジェクト（多面的機能支払交付金）研修会の実施について

1 概要

本年9月に県内3か所（東・中・西部）にて、「機能診断・補修技術等の研修」を行ったところ。今回、賀茂地域において開催を検討するに当たり、長寿命化に取り組む組織がないこと、また活動中の組織数も4市町5組織と少ないことから、H31新規を予定している活動組織と関係市町（下田市・南伊豆町）にも参加いただき、制度概要説明から始まり、県内の事例紹介も含め、初心者向けの研修を実施した。

2 開催日時、会場等

日 時：平成30年10月19日（金）13：30～15：30

場 所：下田総合庁舎2階

参加者：賀茂農林事務所管内の活動組織、市町職員（H31以降新規予定地区を含む）23名

3 内 容

(1) 挨拶【農地整備課】

(2) 多面的機能支払交付金に関する研修

1) 多面的機能支払交付金制度について【賀茂農林事務所】

2) コンクリート開水路の変状と

簡易補修・資源保全向上活動（長寿命化）施工事例と留意事項【農地整備課】

3) 活動組織の広域化の推進【農地整備課】

(3) 事例紹介

1) 西伊豆町 「西伊豆仁科地区美しい田園を守る会」【同会 鈴木会長】

2) 富士宮市 「いいな故里は、守ろう原睦み会」【農地整備課】

(4) 意見交換会



コンクリート開水路の補修・長寿命化



事例紹介（西伊豆町）

平成30年度多面的機能発揮促進事業関東農政局長表彰表彰式 及び事例発表会の開催 について

1. 概要

関東農政局管内において取り組まれている「多面的機能発揮促進事業」のうち、多面的機能支払に係る取組を対象に優良な活動を表彰し、関係者の意欲の高揚を図るととともに、同事業による各種の取組の推進に資することを目的に、本年度が第1回目となる関東農政局長表彰表彰式がこのたび開催された。

1都9県から10件応募があり、本県が推薦した「いいな故里は、守ろう原睦み会」が、このたび最優秀賞を受賞した。

2. 表彰式開催日時

平成31年2月19日（火）13：30～16：00

3. 場所

さいたま新都心合同庁舎 2号館 5階共用大研修室5A

4. 受賞者一覧

【最優秀賞】

- ・三区町環境保全隊（栃木県 那須塩原市）
- ・鹿田山周辺広域協定（群馬県 みどり市）
- ・村山の郷・育む会（山梨県 北杜市）
- ・いいな故里は、守ろう原睦み会（静岡県 富士宮市）

【優秀賞】

- ・思川西部農村環境保全会（栃木県 小山市）
- ・みたとうぶ保全会（栃木県 小山市）
- ・馬宮環境保全会（埼玉県 さいたま市）
- ・川口資源保全会（千葉県 旭市、匝瑳市）
- ・八木沢水土里会（長野県 上田市）
- ・長野西活動組織（長野県 大桑村）





ふるさと 是らむつ いいな故里は、守ろう原睦み会

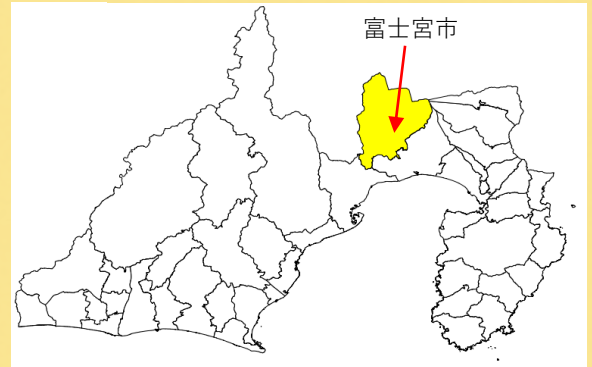
ふじのみや
(静岡県 富士宮市)



組織の概要

県営ほ場整備事業により大区画化された水田（平成棚田）を中心に地域資源の保全管理や農村景観の向上等の活動に取り組んでいる。

地域を巡るウォーキングコースを整備し、ウォーキング大会を開催しているほか、棚田を竹灯籠で飾る「富士山白糸平成棚田竹灯籠祭り」など様々なイベントを開催し、地域の活性化にも貢献している。



環境保全活動

● 絶滅危惧種のカワノリの保護活動を実施、水路沿いに梅、桜、紫陽花を植栽し絶景ポイントとなっている。



絶景ポイント

カワノリの保護活動

都市農村交流活動

● 棚田を竹灯籠で照らす「棚田竹灯籠祭り」、棚田を巡るウォーキングイベントや農業体験を開催。



第2回富士山白糸平成棚田竹灯籠祭り

竹灯籠祭り

ウォーキングイベント

伝統文化の継承

● 小学校と連携し、地域発祥の和紙原料の栽培や紙漉き体験、「富士山浅間神社」に奉納する大しめ縄の原料の栽培やしめ縄作り体験を実施。



しめ縄稲の栽培

紙漉き体験

企業との連携

● 地元の障害者を雇用している企業と連携し、遊休地への植栽活動を実施。農福連携に繋がる取組となっている。



植栽風景

植栽した遊休地

静岡県土地改良事業団体連合会設立 60 周年記念式典 における当該協議会の感謝状授与について

1 概要

静岡県土地改良事業団体連合会が昭和 33 年に設立し、平成 30 年 5 月で 60 年を迎えた。昭和・平成時代に果たした農業基盤整備の役割を踏まえ、新たな時代を担う農業農村整備を考える大会として、標記式典が開催された。

式典に際し、本県の農業農村整備を支える以下の三者に対し、感謝状が贈呈された。多面的機能支払交付金の活動も評価され、「里への感謝」ということで、当該協議会の内田会長が代表して感謝状を受け取った。

2 日時

平成 31 年 2 月 1 日（金）13：30～16：30

3 会場

静岡音楽館 A01 講堂（市内葵区黒金町 1 番地の 9）

4 授賞者一覧

本県の農業農村整備を支える以下の三者に対して、感謝状を贈呈。

① 水への感謝

農業用水の水源を守る静岡県山林協会（会長：鈴木康友）

② 土への感謝

農地の適正な利用に貢献する静岡県農業会議（会長：黒田淳之助）

③ 里への感謝

農村資源の保全・管理に取り組む静岡県多面的機能支払推進地域協議会
（会長：内田幸男）



(様式第3-1号)

静岡県

多面的機能支払の実施に関する基本方針 (要綱基本方針)

1. (略)
2. 農地維持支払交付金に関する事項
 - (1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定
 - ①～② (略)
 - ③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

区分		取組内容の追加
構成項目		実践活動
対象施設等		農用地
活動項目		施設の適正管理
取組		防風ネット等の適正管理
取組内容		防風ネットや防霜施設周辺の除草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。
活動要件		—

④ (略)

(2) 交付単価

① 基本的考え方

静岡県の農地維持活動の交付単価については、**次の**表のとおりとする。
 ただし、事業計画に定める実施期間中に、対象農用地の地目を変更する場合、当該対象農用地に係る農地維持支払交付金の交付単価については、地目の変更があった時点の当該期間中に限り、変更前の地目の単価を適用するものとする。

② 農地維持支払交付金の交付単価

適用	地目	農地維持支払交付金の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
基本単価	田	3,000円	1,500円
	畑	2,000円	1,000円
	草地	250円	125円

※県が静岡県多面的機能支払交付金交付要綱(平成26年7月1日付け農保第206号静岡県交通基盤部長通知。)に基づき国の助成と合わせた金額を市町へ交付する際、対象組織ごとの地目・面積に応じた農地維持支払交付金の額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てることとする。

※国の助成の変更等の事情により、市町と協議の上、対象農用地の面積等を調整することを可能とする。

(様式第3-1号)

静岡県

多面的機能支払の実施に関する基本方針 (要綱基本方針)

1. (略)
2. 農地維持支払交付金に関する事項
 - (1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定
 - ①～② (略)
 - ③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

区分		取組内容の追加
構成項目		実践活動
対象施設等		農用地
活動項目		施設の適正管理
取組		防風ネット等の適正管理
取組内容		防風ネットや防霜施設周辺の除草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。
活動要件		—
区分		取組内容の追加
構成項目		実践活動
対象施設等		農用地、水路、農道、ため池
活動項目		施設の適正管理
取組		除排雪、融雪剤の散布
取組内容		融雪による施設の法面等の浸食防止や、施設の適正な維持管理のため、施設やその周辺部の除排雪や融雪剤を散布すること。
活動要件		—

④ (略)

(2) 交付単価

① 基本的考え方

静岡県の農地維持活動の交付単価については、**②に掲げる**表のとおりとする。
 ただし、事業計画に定める実施期間中に、対象農用地の地目を変更する場合、当該対象農用地に係る農地維持支払交付金の交付単価については、地目の変更があった時点の当該期間中に限り、変更前の地目の単価を適用するものとする。

② 農地維持支払交付金の交付単価

適用	地目	農地維持支払交付金の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
基本単価	田	3,000円	1,500円
	畑	2,000円	1,000円
	草地	250円	125円

※県が静岡県多面的機能支払交付金交付要綱(平成26年7月1日付け農保第206号静岡県交通基盤部長通知。)に基づき国の助成と合わせた金額を市町へ交付する際、対象組織ごとの地目・面積に応じた農地維持支払交付金の額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てることとする。

※国の助成の変更等の事情により、市町と協議の上、対象農用地の面積等を調整することを可能とする。

(3) ~ (4) (略)

3. ~ 4. (略)

5. 広域協定の規模

静岡県内においては、実施要項別紙5の要件を満たす場合、広域協定の対象とする区域が200ha以上の規模を有しているれば、広域活動組織を設立することができる。

③ 加算単価

事業計画に定める活動期間中に、対象組織において新たに小規模集落(実施要領第1の12(4)に定める集落)が保全管理する区域内の農用地を対象農用地とする場合又は事業計画に定める実施期間終了年度が平成29年度であって、平成30年度を始期とする新たな事業計画の認定を受ける対象組織において新たに小規模集落が保全管理する区域内の農用地を対象農用地とする場合に、当該活動期間中に限り加算できる交付単価(以下「小規模集落支援」という)は、次の表のとおりとする。

ただし、1小規模集落当たりの交付額は、20万円/年を上限とし、1対象組織当たりの交付額は、40万円/年を上限とする。

また、事業計画に定める実施期間中に対象農用地の地目を変更する場合、当該対象農用地に係る加算単価については、地目の変更があった時点の当該期間中に限り、変更前の地目の単価を適用するものとする。

適用	地目	農地維持支払交付金の 10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
加算単価	田	1,000円	500円
	畑	600円	300円
	草地	80円	40円

(3) ~ (4) (略)

3. ~ 4. (略)

5. 広域協定の規模

(1) 静岡県内においては、実施要項別紙5の要件を満たす場合、広域協定の対象とする区域が、昭和25年2月1日時点の市町村区域程度、又は200ha以上の規模を有しているれば、広域活動組織を設立することができる。

(2) (1)の規定にかかわらず、実施要綱別紙5の要件を満たし、生産条件が不利な農用地等が存在する地域として、次のいずれかの指定地域が協定の対象となる区域に含まれている場合、広域協定の対象とする区域が50ha以上の規模を有している、又は協定に参加する集落が3集落以上であれば、広域活動組織を設立することができる。

① 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域

② 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村

③ 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第2項の規定に基づき公示された過疎地域(同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む)

④ 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域

⑤ 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

現行			
(別紙1)			
静岡県 地域活動指針及び同指針に基づく要件 (農地維持活動)			
第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件			
1 地域資源の基礎的な保全活動			
活動項目	地域活動指針	取組	活動要件
点検・計画策定			
点検		(略)	(略)
年度活動計画の策定		(略)	(略)
実践活動	農用地	遊休農地発生防止のための保全管理	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地発生防止のための保全管理、畦畔・農用地法面等の草刈り等を毎年度実施する。 ただし、下線部の活動については、点検結果に基づき、必要となる取組を実施する。
		畦畔・農用地法面・防風林等の草刈り	
		施設の適正管理	
	鳥獣害防護柵の適正管理	水路(開水路・パイプライン)	
	防風ネット等の適正管理		
	異常気象時の対応		
	水路の草刈り		
	水路の泥上げ		
	施設の適正管理		
	かんがい期前の注油		
ゲート類等の保守管理			
遮光施設の適正管理			
異常気象時の対応		(略)	(略)
ため池	路肩・法面の草刈り	(略)	かんがい期前の施設の清掃・防塵 管理道路の管理 遮光施設の適正管理 ゲート類の保守管理
	側溝の泥上げ	(略)	
	施設の適正管理	路面の維持	
異常気象時の対応		(略)	(略)
ため池の草刈り		(略)	異常気象時の対応
ため池の泥上げ		(略)	
研修	(略)	(略)	(略)

改正後			
(別紙1)			
静岡県 地域活動指針及び同指針に基づく要件 (農地維持活動)			
第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件			
1 地域資源の基礎的な保全活動			
活動項目	地域活動指針	取組	活動要件
点検・計画策定			
点検		(略)	(略)
年度活動計画の策定		(略)	(略)
実践活動	農用地	遊休農地発生防止のための保全管理	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地発生防止のための保全管理、畦畔・農用地法面等の草刈り等を毎年度実施する。 ただし、下線部の活動については、点検結果に基づき、必要となる取組を実施する。
		畦畔・農用地法面・防風林等の草刈り	
		施設の適正管理	
	鳥獣害防護柵の適正管理	水路(開水路・パイプライン)	
	防風ネット等の適正管理		
	異常気象時の対応		
	水路の草刈り		
	水路の泥上げ		
	施設の適正管理		
	かんがい期前の注油		
ゲート類等の保守管理			
遮光施設の適正管理			
異常気象時の対応		(略)	(略)
ため池	路肩・法面の草刈り	(略)	かんがい期前の施設の清掃・防塵 管理道路の管理 遮光施設の適正管理 ゲート類の保守管理
	側溝の泥上げ	(略)	
	施設の適正管理	路面の維持	
異常気象時の対応		(略)	(略)
ため池の草刈り		(略)	異常気象時の対応
ため池の泥上げ		(略)	
研修	(略)	(略)	(略)

現行	
2 (略)	
第2 取組の説明	
1 農地維持活動	
(1) 地域資源の基礎的な保全活動	
1) (略)	
2) 実践活動	
ア 農用地に関する取組内容	
①～② (略)	
③施設の適正管理	
<input type="checkbox"/> 鳥獣害防護柵の適正管理 (略)	
<input type="checkbox"/> 防風ネット等の適正管理 (略)	
④ (略)	
イ 水路 (開水路・パイプライン) に関する取組内容	
①～② (略)	
③施設の適正管理	
<input type="checkbox"/> かんがい期前の注油 (略)	
<input type="checkbox"/> ゲート類等の保守管理 (略)	
<input type="checkbox"/> 遮光施設の適正管理 (略)	
④ (略)	
ウ 農道に関する取組内容	
①～② (略)	
③施設の適正管理	
<input type="checkbox"/> 路面の維持 (略)	
④ (略)	

改正後	
2 (略)	
第2 取組の説明	
1 農地維持活動	
(1) 地域資源の基礎的な保全活動	
1) (略)	
2) 実践活動	
ア 農用地に関する取組内容	
①～② (略)	
③施設の適正管理	
<input type="checkbox"/> 鳥獣害防護柵の適正管理 (略)	
<input type="checkbox"/> 防風ネット等の適正管理 (略)	
<input type="checkbox"/> 除排雪、融雪剤の散布	
・農用地の畦畔、排水口及び法面等の機能維持のため、除排雪、融雪剤の散布による適正な管理を行うこと。	
④ (略)	
イ 水路 (開水路・パイプライン) に関する取組内容	
①～② (略)	
③施設の適正管理	
<input type="checkbox"/> かんがい期前の注油 (略)	
<input type="checkbox"/> ゲート類等の保守管理 (略)	
<input type="checkbox"/> 遮光施設の適正管理 (略)	
<input type="checkbox"/> 除排雪、融雪剤の散布	
・水路の機能維持のため、除排雪、融雪剤の散布による適正な管理を行うこと。	
④ (略)	
ウ 農道に関する取組内容	
①～② (略)	
③施設の適正管理	
<input type="checkbox"/> 路面の維持 (略)	
<input type="checkbox"/> 除排雪、融雪剤の散布	
・農道の機能維持のため、除排雪、融雪剤の散布による適正な管理を行うこと。	
④ (略)	

- エ ため池に関する取組内容
- ①～② (略)
 - ③附帯施設の適正管理
 - かんがい期前の施設の清掃・防塵 (略)
 - 管理道路の管理 (略)
 - 遮光施設の適正管理 (略)
 - ゲート類の保守管理 (略)

④ (略)

3) (略)

- エ ため池に関する取組内容
- ①～② (略)
 - ③附帯施設の適正管理
 - かんがい期前の施設の清掃・防塵 (略)
 - 管理道路の管理 (略)
 - 遮光施設の適正管理 (略)
 - ゲート類の保守管理 (略)

除排雪、融雪剤の散布

・ため池の機能維持のため、除排雪、融雪剤の散布による適正な管理を行うこと。

④ (略)

3) (略)

多面的機能支払 メールマガジン

「農村ふるさと保全通信」 第 39 号(2018. 4. 23)

農林水産省農村振興局 多面的機能支払推進室



高めよう 地域協働の力!

多面的機能支払のメールマガジン「農村ふるさと保全通信」の第 39 号をお届けします。

今回の活動組織紹介では、遊休農地を活用した植栽活動や子供たちの農業体験等を行い、地域の活性化に取り組んでいる組織を紹介します。

事務局からは、平成 30 年度からの制度の見直し内容について紹介します。

また、Q&A コーナーでは、平成 30 年度から始まった小規模集落支援のための加算措置についての質問にお答えします。

--- 第 39 号の目次 ---

1. 活動組織の活動紹介

☆恩地町環境みどり会（静岡県浜松市）☆

2. 平成 30 年度 制度を一部見直しました！

3. Q&A ～こんなことができますか？（新制度編）～

（編集後記）

■ 1. 活動組織の活動紹介

～^{あんじちやう}恩地町環境みどり会(静岡県浜松市)～ ■

～地区概要～

浜松市の南部に位置する恩地町にて活動。活動範囲は、田 7ha、畑 10ha、農道 5.9km、開水路 10.4km、パイプライン 0.9km。

～主な取組～

- ◎本組織は、「昔の原風景を取戻すこと、人々の交流を活性化させて地域を元気にすること」を目標に、平成 19 年度から農地と農業用施設の保全に取り組んでいます。
- ◎地域内の遊休農地を活用してひまわり、菜の花、そばといった景観植物を栽培し、浜松市の「花いっぱい運動」に参加しています。また、子供たちを対象にジャガイモやサツマイモの栽培体験実習を行うことで、農業の大切さを伝えていく取組も行っています(年間参加者延べ 500 人)。
- ◎さらに、毎月第 3 日曜日に恩地町公会堂にて「みどり朝市」を開催し、地元で収穫された新鮮な野菜を販売しています。地域内外から多くの人々が訪れ、交流と親睦の場になっています(平成 30 年 4 月時点：通算 116 回開催)。

このような取組により、遊休農地が美しい景観や子供たちの教育の場へと生まれ変わりました。また、人々との交流が活発になったことで、地域住民の農業への関心と一体感が高まっています。今後も活動を継続的に行うことで、地域の発展を目指したいと思っています。

○恩地町環境みどり会の取組はこちらから

<http://www.fujinokuni-mura.net/ikiikikkyousei/>

(ふじのくに美しく品格のある邑づくり連合 広報事務局 農地保全課 HP)

【恩地町環境みどり会 代表 見野 閔一郎】



菜の花による「花いっぱい運動」



子供たちによるジャガイモ栽培体験



収穫したサツマイモを味わう

多面的機能支払 メールマガジン

「農村ふるさと保全通信」 第 58 号(2019. 2. 12)

農林水産省農村振興局 多面的機能支払推進室



高めよう 地域協働の力!

多面的機能支払のメールマガジン「農村ふるさと保全通信」の第 58 号をお届けします。

今回の活動組織の活動紹介では、行政区と連携した清掃活動による地域の景観形成に取り組む組織と、地域の活性化に向けて田んぼアートの作成に取り組む組織を紹介します。

事務局からは、農村振興局フェイスブック、イベントの報告、農泊をテーマとした番組の放送案内、アンケートの実施についてお知らせします。

--- 第 58 号の目次 -----

1. 活動組織の活動紹介

☆^{いずみさわ}泉沢地区農地・水環境保全会（岩手県^{わがくにしわが}和賀郡西和賀町）☆

☆^{いななかべ}稲荷部自然環境保全クラブ（静岡県^{きくがわ}菊川市）☆

2. 農村振興局フェイスブック

☆団結のきっかけは手作りピオトープ☆

3. イベントの報告！

☆「ふくしま むらの輝き 2018」写真コンテスト表彰式を開催☆

4. 農泊をテーマとした番組が BS 日テレで放送されます！

5. アンケート実施のお知らせ

（編集後記）

■ 1. 活動組織の活動紹介 (2)

～稲荷部自然環境保全クラブ(静岡県菊川市)～■

～地区概要～

静岡県西部にある菊川市の中西部に位置する稲荷部地域を拠点に活動。

活動範囲は、田 40ha、畑 10ha、対象施設は、開水路 8km、農道 2km。

～主な取組～

- ◎本組織は、平成 19 年度から農業用水路等農業施設の保全管理のために、農道周辺やため池堤体の草刈りや農業用水路の補修等の活動を日々行っているほか、農家・地域住民等の参画による生態系や景観の保全活動に取り組んでいます。
- ◎また、地元地域の活性化に向けて、田んぼアート実行委員会が開催している田んぼアートの作成に協力しています。色の異なる古代米を使って水田に巨大な絵を浮かび上がらせるもので、毎年、農業関係者や地元の子どもなどおよそ 150 人が参加し、迫力ある地上絵を描いています。なお、今年の 7 月には本地域で「全国田んぼアートサミット」が開催されます。壮大な田んぼアートの見学に、是非お越しください！
- ◎こうした活動を通じて、食料の安定供給や多面的機能の発揮を推進するとともに、地域資源に対する地元住民の関心や連帯感を深めています。今後も農村環境の保全活動を行うことで、地域の更なる発展に貢献していきます。

【稲荷部自然環境保全クラブ 代表 大橋 晴治】



ため池堤体の草刈り作業



迫力のある田んぼアート



田んぼアートの鑑賞
(右：菊川市のキャラクター「きくのん」)

ホームページ更新

多面的活動組織の位置図を作成し、ふじのくに美農里プロジェクトのホームページに掲載するとともに、ホームページの更新を行った。

— ふじのくに美農里プロジェクトホームページ画面 —

ふじのくに美農里プロジェクト
静岡県多面的機能支払推進地域協議会

最新のお知らせを紹介합니다
新着情報 [新着情報一覧](#)

- 2015年12月7日 [平成27年度 第1回第三者委員会を開催しました](#)
- 2016年3月8日 [平成27年度 第2回第三者委員会を開催しました](#)
- 2016年10月3日 [平成28年度 第1回第三者委員会を開催しました](#)
- 2017年2月9日 [平成28年度 第2回第三者委員会を開催しました](#)
- 2017年2月17日 [ふじのくに美農里プロジェクト2015 活動報告書](#)
- 2017年9月11日 [平成29年度 第1回第三者委員会を開催しました](#)
- 2018年1月31日 [平成29年度 第2回第三者委員会を開催しました](#)

リンク集

- [ふじのくに美しく品格のある邑づくり](#)
- [しずおか棚田・里地くらぶ](#)
- [一社一村しずおか運動](#)
- [農林水産省](#)
- [関東農政局](#)

サイトマップ

- [協議会の概要](#)
- [活動地区の紹介](#)
- [参考資料](#)
- [様式集](#)
- [Q&A](#)
- [リンク](#)
- [新着情報](#)
- [トピックス](#)

ふじのくに美農里プロジェクト
静岡県多面的機能支払推進地域協議会
(事務局: 経済産業部農地局農地整備課)
〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6
TEL: 054-221-2645 FAX: 054-221-2809 E-Mail: nouchiseibi@pref.shizuoka.lg.jp

Copyright© ふじのくに美農里プロジェクト All Rights Reserved.

－ ホームページ画面（活動地区の紹介）－

農地・水・環境保全向上対策
ふじのくに美農里プロジェクト

文字サイズの変更

[サイトマップ](#) [お問い合わせ](#)

[ホーム](#) [協議会の概要](#) [活動地区の紹介](#) [参考資料](#) [様式集](#) [Q & A](#) [リンク](#)

活動地区の紹介

[活動地区の紹介](#) [ホーム > 活動地区の紹介](#)

活動地区について

静岡県内では、235地区で多面的機能支払の活動が行われています。(平成31年2月1日現在)

◆[西部地域:52地区](#) ◆[中遠地域:65地区](#) ◆[中部地域:77地区](#) ◆[東部地域:29地区](#) ◆[伊豆地域:12地区](#)

[このページのトップへ戻る](#)

- 伊豆地域の活動地区 >
- 東海地域の活動地区 >
- 中部地域の活動地区 >
- 中遠地域の活動地区 ●
- 西海地域の活動地区 >

● 中遠地域の活動地区【00地区】(平成31年2月1日現在)



番号	市町名	活動組織名	番号	市町名	活動組織名
磐01	磐田市	豊田東地区環境保全協議会	掛27	掛川市	正道木の会
磐02	磐田市	向笠里木環境保全の会	掛28	掛川市	浜野美農里会
磐03	磐田市	新興環境の会	掛29	掛川市	南岡水と土の会
磐04	磐田市	田原みどりの会	掛30	掛川市	根本西美農里ネット
磐05	磐田市	神原地域環境保全会	掛31	掛川市	稲原地区みのり会
磐06	磐田市	赤田故郷の会	袋01	袋井市	三田地区農地・水・環境対策推進協議会
磐07	磐田市	篠野みどりの会	袋02	袋井市	いまい保全の会
掛01	掛川市	東山口造成農地保全の会	袋03	袋井市	笠原三沢環境保全協議会
掛02	掛川市	倉真地区まじづく委員会河川環境研究会	袋04	袋井市	牛河三澤水と緑の会
掛03	掛川市	中新井環境保全の会	袋05	袋井市	木原なわて会
掛04	掛川市	大坂東地域資源保全の会	袋06	袋井市	土橋水と緑を守る会
掛05	掛川市	掛川市社東地域広域協定	袋07	袋井市	ひがし水土里の会
掛06	掛川市	みどりJuv山崎	袋08	袋井市	沖山型つぼみの田んぼ
掛07	掛川市	大淵農地環境保全推進協議会	袋09	袋井市	下山型環境保全の会
掛08	掛川市	中地域緑化を進める会	袋10	袋井市	一本松の会
掛09	掛川市	原田地区環境を守る会	袋11	袋井市	中村保全の会
掛10	掛川市	沖之須地域資源保全の会	袋12	袋井市	大日ぼたるの里環境保全会
掛11	掛川市	遊京京代環境保全委員会	袋13	袋井市	村松西農地・水保全の会
掛12	掛川市	美農里ネット初馬	袋14	袋井市	アグリテイク堂
掛13	掛川市	総合環境保全の会	袋15	袋井市	袋羽一万石
掛14	掛川市	三井美農里プロジェクト	磐01	磐田市	磐田地区資源保全の会
掛15	掛川市	高天神里の会	御前01	御前崎市	谷戸地区資源保全の会
掛16	掛川市	西大淵農地推進協議会	御前02	御前崎市	新神子地域環境保全の会
掛17	掛川市	大籠里山の会	御前03	御前崎市	白羽海岸の地農産環境保全の会
掛18	掛川市	西岸の農村風景を守る会	菊01	菊川市	上倉沢干飯保存会
掛19	掛川市	大東農地保全の会	菊02	菊川市	南田地区環境推進委員会
掛20	掛川市	本郷西保全会	菊03	菊川市	稲袋自然環境保全クラブ
掛21	掛川市	上盤木地区農会	菊04	菊川市	田野社夢会
掛22	掛川市	和田岡資源保全会	菊05	菊川市	河東地区農地水環境保全協議会
掛23	掛川市	日取美農里委員会	菊06	菊川市	吉沢環境委員会
掛24	掛川市	みどりネット東山	菊07	菊川市	高田美の里会
掛25	掛川市	入山農夫郷里の会	菊08	菊川市	川上みどりの里推進委員会
掛26	掛川市	西山地域保全会	森01	森町	一言の水と環境を守る会

事業完了した県営ほ場整備事業一覧と多面的機能支払交付金との重複状況

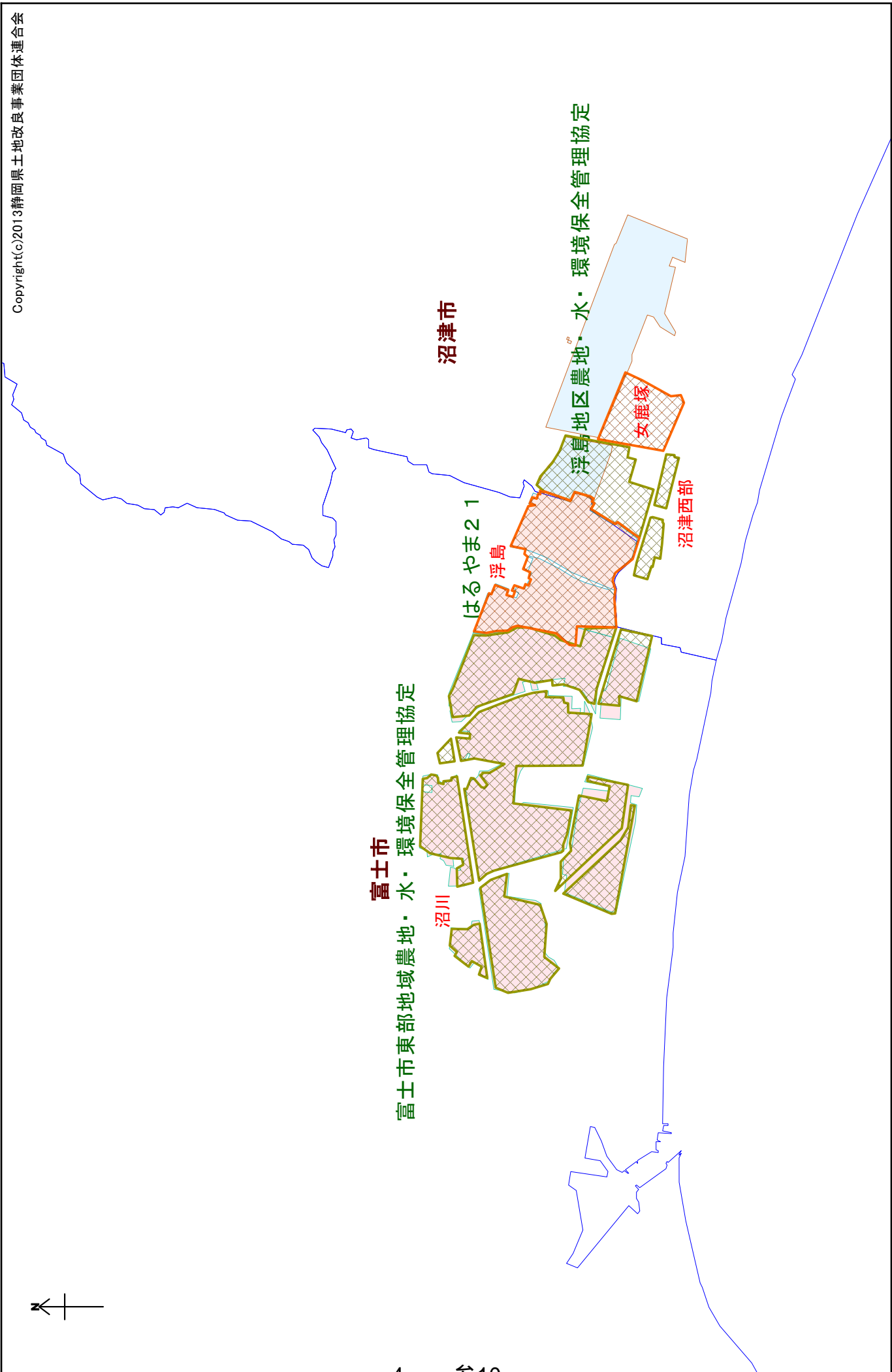
NO.	事業名	地区名	採択年度	完了年度	農林事務所	関係市町	受益面積(ha)	重複割合(%)	おおよその活動面積(ha)	活動組織名
26	県営ほ場整備 一般	湖西	S41	S45	西部	湖西市	364	20	72.80	新所水とみどりのプロジェクト、西大谷耕作組合
50	県営ほ場整備 一般	大井川東部	S40	S47	志太榛原	焼津市(大井川町)	431	20	86.20	中の島地域環境保全活動組織、下の島水土里の会
49	県営ほ場整備 一般	麻機	S40	S48	中部	静岡市	360	10~20	54.00	あさはた東農地保全会
47	県営ほ場整備 一般	竜洋	S40	S48	中遠	磐田市(竜洋町)	926	0	0	
48	県営ほ場整備 他事業関連	大井川西部	S41	S48	志太榛原	焼津市(大井川町)	467	10	46.70	西島地域環境保全活動組織
27	県営ほ場整備 一般	城東●	S42	S48	中遠	掛川市(大東町)	352	50	176.00	掛川市佐東地域農地・水・環境保全管理協定、中地域緑化を進める会、高天神里の会、落合環境保全の会、入山瀬矢剱里の会
45	県営ほ場整備 他事業関連	天竜東第1期	S42	S48	中遠	磐田市(豊田町)	335	0	0	
25	県営ほ場整備 一般	山梨	S44	S49	中遠	袋井市	265	70~80	198.75	下山梨環境保全の会、沖山梨つぼみの田んぼ
2	県営ほ場整備 一般	太田川上流部	S41	S52	中遠	森町	496	0	0	
2'	県営ほ場整備 緊急整備	太田川上流部	H18	H22	中遠	森町	【142.8】	—	—	
42	県営ほ場整備 一般	天竜東第2期	S44	S53	中遠	磐田市	214	60~70	139.10	岩田故郷の会
43	県営ほ場整備 一般	榛原吉田	S45	S53	志太榛原	牧之原市(榛原町)、吉田町	338	70	236.60	坂部みどりネットワーク、片岡西中生会農業支援部
44	県営ほ場整備 一般	藤枝西部	S45	S53	志太榛原	藤枝市	296	10~20	44.40	リバーネット榛の木
40	県営ほ場整備 他事業関連	磐田原第1期	S42	S54	中遠	磐田市	715	10~20	107.25	岩田故郷の会
24	県営ほ場整備 一般	大須賀	S44	S54	中遠	袋井市、掛川市(大須賀町)	275	70~80	206.25	西大洲景観推進協議会、みどりnet山崎、浅羽一万石
41	県営ほ場整備 一般	豊岡南部	S45	S54	中遠	磐田市(豊岡村)	305	0	0	
23	県営ほ場整備 一般	榛原	S46	S54	志太榛原	牧之原市(榛原町)	299	20~30	74.75	勝間上環境保全組合、中みのり会
22	県営ほ場整備 一般	原野谷	S44	S55	中遠	掛川市	424	70~80	318.00	和田岡資源保全会、正道水の会、本郷西保全会、原田地区環境を守る会
21	県営ほ場整備 一般	磐田原第2期	S43	S56	中遠	袋井市、磐田市	588	50	294.00	袋井市三川地域農地・水・環境保全管理協定、向笠里水環境保全の会、いまい保全の会
3	県営ほ場整備 一般	修善寺	S50	S60	東部	伊豆市(修善寺町、中伊豆町)	168	70	117.60	加殿用水を守る会、大平農水環境整備委員会
46	県営ほ場整備 一般	江間	S53	S60	東部	伊豆の国市(伊豆長岡町)	126	40~50	56.70	大町美農里クラブ【終了地区】
20	県営ほ場整備 一般	三川1期	S51	S61	中遠	磐田市、袋井市	218	100	218.00	藤野みどりの会、袋井市三川地域農地・水・環境保全管理協定、向笠里水環境保全の会
19	県営ほ場整備 一般	三方原	S44	S62	西部	浜松市(浜松市、浜北市)	4,676	50	2,338.00	庄内地区環境保全対策協議会、和地地区環境保全対策協議会、花川町自治会第3部環境美化隊、伊目保全会、伊佐見地域農地・水・環境保全管理協定、神久呂地区農地・水・環境保全管理協定、鹿玉水利組合UH農地保全会、尾野15-2農地保全会
18	県営ほ場整備 一般	三川2期	S51	H01	中遠	袋井市、森町	318	100	318.00	袋井市三川地域農地・水・環境保全管理協定、一宮水と環境を守る会
17	県営ほ場整備 一般	広岡	S56	H02	中遠	袋井市	139	70	97.30	ひがし水土里の会
30	県営ほ場整備 一般	葦山	S49	H03	東部	伊豆の国市(葦山町)	427	30~40	149.45	奈古谷環境保全の会、多田地域資源保全の会【終了】
29	県営ほ場整備 一般	沼川★	S48	H04	富士	富士市	504	100	504.00	富士市東部地域農地・水・環境保全管理協定
11	県営ほ場整備 一般	大須賀東部●	S54	H04	中遠	掛川市(大須賀町)	167	80~90	141.95	大洲農地環境保全推進協議会、中新井環境保全の会
39	県営ほ場整備 一般	大須賀中部●	S55	H04	中遠	掛川市(大須賀町)	115	50~60	63.25	沖之須地域資源保全の会、大洲農地環境保全推進協議会
9	県営ほ場整備 一般	宇刈	S57	H04	中遠	袋井市	92	70~80	69.00	宇刈三澤水と緑の会、中村保全の会、大日わたるの里環境保全会
28	県営ほ場整備 一般	中伊豆	S58	H05	東部	伊豆市(中伊豆町)	116	20	23.20	元村美野里会、関野地区農地・水・環境保全向上会
38	県営ほ場整備 一般	浅羽●	S49	H06	中遠	袋井市(浅羽町)	1,142	80	913.60	浅羽一万石、一本松の会
12	県営ほ場整備 一般	内田	S58	H06	中遠	菊川市(菊川町)	93	70~80	69.75	中内田美農里を守る会【終了】
13	県営ほ場整備担い手育成(区画)	瀬戸谷	S61	H07	志太榛原	藤枝市	88	60	52.80	本郷ふる郷普請の会
15	県営ほ場整備担い手育成(区画)	桜木北部	S54	H08	中遠	掛川市	177	90~100	168.15	桜木西美農里ネット、遊家家代環境保全委員会、上垂木区営農会、鯛原みのり会
1	県営ほ場整備担い手育成(区画)	高根東部	S59	H08	東部	御殿場市	151	40~50	67.95	清郷ネット、美しい中丸の会
14	県営ほ場整備担い手育成(区画)	久津部西	H03	H08	中遠	袋井市	33	90~100	31.35	ひがし水土里の会
16	県営ほ場整備担い手育成(区画)	横地内田	S59	H10	中遠	菊川市(菊川町)	173	60	103.80	高田美の里会、稲荷部自然環境保全クラブ、中内田美農里を守る会【終了】
10	県営ほ場整備 一般	沼津西部★	S60	H11	東部	沼津市	83	40~50	37.35	浮島地区農地・水・環境保全管理協定
37	県営ほ場整備 一般	豊岡中央	H06	H11	中遠	磐田市(豊岡村)	24	0	0	
36	県営ほ場整備 一般	浮島★	S63	H12	富士	富士市	112	100	112.00	はるやま21
8	県営ほ場整備 一般	稲梓	S63	H13	賀茂	下田市	56	0	0	
7	県営ほ場整備 一般	浜岡	H02	H13	中遠	御前崎市(浜岡町)	115	0	0	
6	県営ほ場整備 一般	下古城	H10	H16	東部	小山町	36	0	0	
4	県営ほ場整備担い手育成(区画)	白糸	S62	H17	富士	富士宮市	115	70~80	86.25	いいな故里は、守ろう原睦み会、天子ヶ岳の郷保全の会
5	県営ほ場整備担い手育成(区画)	高根北部	H07	H18	東部	御殿場市、小山町	91	0	0	
35	県営ほ場整備 一般	勝間	H13	H19	志太榛原	牧之原市	21	10	2.10	勝間上環境保全組合
33	県営ほ場整備 秩序形成	女鹿塚★	H03	H20	東部	沼津市	44	0	0	
34	県営ほ場整備 秩序形成	都田	H07	H21	西部	浜松市	59	80	47.20	水と緑北都の会
32	県営ほ場整備 一般	下野部	H15	H21	中遠	磐田市	24	0	0	
31	県営ほ場整備 緊急整備	大浜	H18	H23	中遠	掛川市(大東町)	69	70	48.58	大東農地保全の会
51	一般	池村	H19	H24	中遠	菊川市(小笠町)	21	0	0	
52	一般	中郷	H18	H27	東部	三島市	72	70~80	54.00	安久水と緑の会、梅名環境保全推進会
53	一般	北郷北部	H18	H27	東部	小山町	49	80	39.24	上野美農里の会、上野南部みのり会
54	水利区域内農地集積促進型	大洲	H22	H27	中遠	掛川市(大須賀町)	74	80~90	62.65	大洲農地環境保全推進協議会、中新井環境保全の会
55	一般	下土方	H21	H28	中遠	掛川市(大東町)	38	100	37.60	高天神里の会
							17,476	46.3	8,086	

★●は、図面に記載されたほ場整備事業

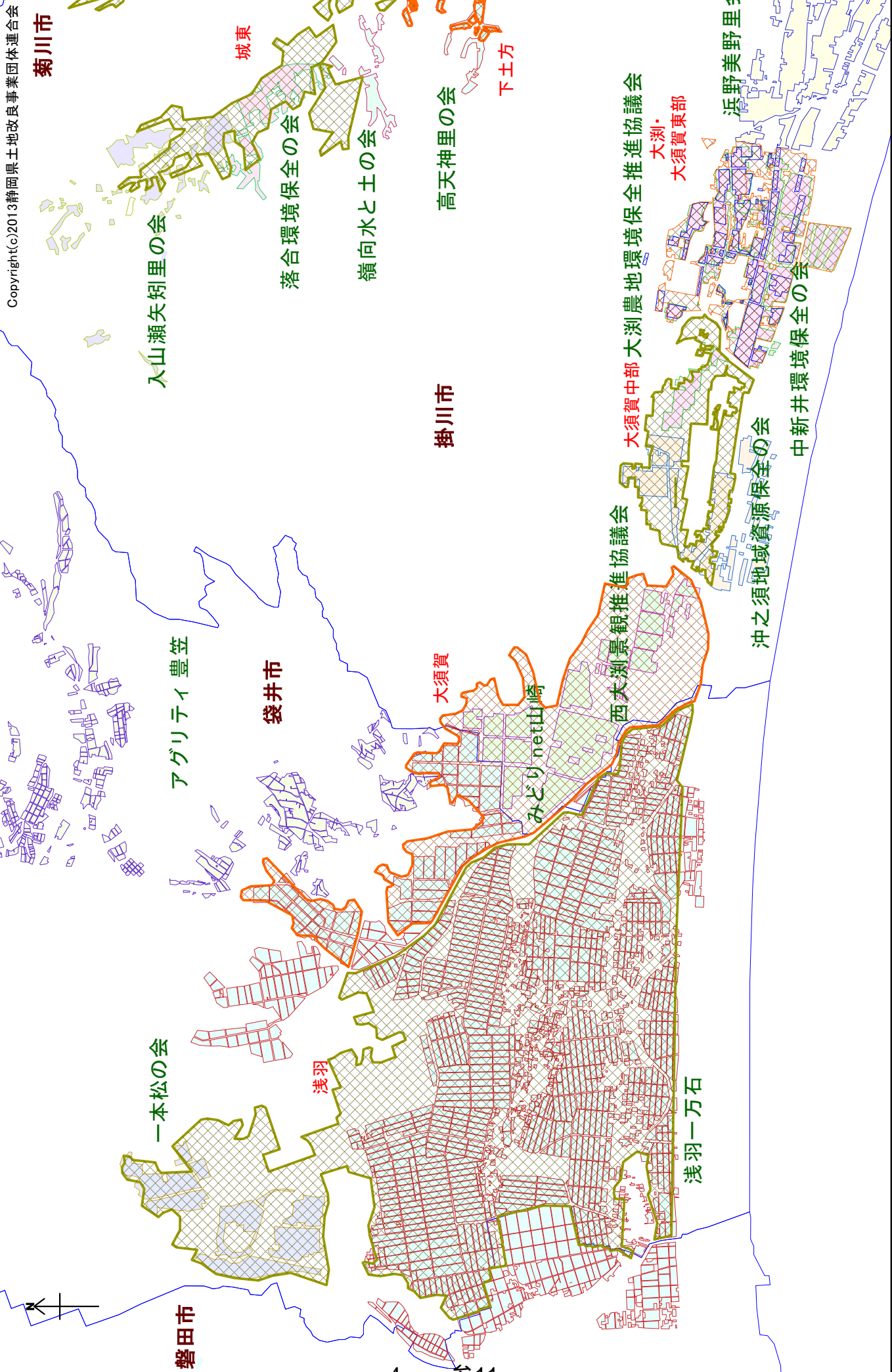
※昭和45年以降、事業完了した県営ほ場整備事業を抽出

県営ほ場整備事業と多面的機能支払交付金との重複状況①（県東部：沼津市・富士市）

Copyright(c)2013静岡県国土改良事業団体連合会



県営県営ほ場整備事業と多面的機能支払交付金との重複状況②(県西部:掛川市・袋井市)



Copyright(c)2013静岡県農土地改良事業団体連合会

菊川市

磐田市

袋井市

掛川市

城東

下土方

多面的機能支払メールマガジン

農村ふるさと保全通信

「農村ふるさと保全通信」では、制度情報や優良事例、活動に役立つ技術の紹介等、活動組織や自治体、推進組織等の皆様にとって有益となる情報を配信しています。

● 配信の申し込み方法

配信を希望される方は、以下の農林水産省のホームページからご登録ください。

(※登録方法が2種類あるので、ご注意ください)

(本省や農政局等で発行しているメルマガに初めて登録する場合)

<http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/reg.html>

(本省や農政局等で発行している他のメルマガに既に登録している場合)

<http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/chg.html>

● 農村ふるさと保全通信への投稿

皆様の活動組織の紹介など、メルマガの原稿を随時、受付しています。以下のアドレスにお送りください。

tamen_ml@maff.go.jp

過去に配信したメルマガは、農林水産省のホームページからご覧いただけます。

http://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai/nouson_furusato_hozen/index.html

QRコードからも
ご覧いただけます



こんにちは、農村振興局Facebookです！

農業・農村振興施策や地域の取組などを写真や動画とともにお届けしています

<https://www.facebook.com/nouson.maff/>



農林水産省
農村振興局

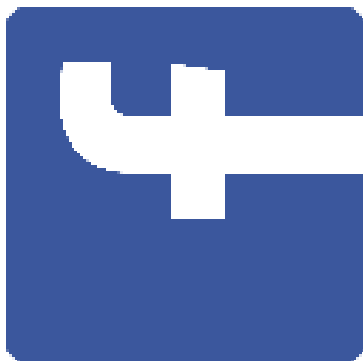
農地整備事業
かんがい排水事業
災害復旧事業



鳥獣被害対策



疏水百選
世界かんがい遺産



世界農業遺産
日本農業遺産



日本型直接支払



←
QRコードから
ご覧いただけます



都市農村交流
ディスカバー
農山漁村の宝

奥長島のだんだん茶畑 茶摘み体験会

日時

5月2日・3日 水・木祝

作業時間

10:00～12:00

集合時間

9:00

夏も近づく八十八夜にお茶摘み体験！！
静岡茶発祥の地とされる奥長島（静岡市葵区）の段々茶園で
“お茶摘み体験会”を開催します。
手摘みなので、初めての方でも大丈夫！ご参加お待ちしております！

持ち物
服装

作業手袋（軍手など）・雨具
長袖、厚めの長ズボン・歩きやすい靴
※ジーンズ等

集合
場所

足久保観光トイレ前広場
（静岡市葵区足久保奥組3404-9）

申込

下記申込み先に
人数と連絡先をご報告ください
申込期間
4月27日 17:00 まで

お申込み・お問い合わせ先

しずおか棚田・里地くらぶ

Tel.054-221-2713 | Mail nouchihozen@pref.shizuoka.lg.jp

BBQも開催！

奥長島のだんだん茶畑

草取り・枝切り

ボランティア募集

作業内容

茶園の草や枝を地元の方と一緒に片づけます！初心者でも簡単にできる作業です。

集合場所：足久保観光トイレ前広場
(静岡市葵区足久保奥組3404-9)
持ちもの：軍手、汚れてもよい服
雨具、飲み物

奥長島のだんだん茶畑

静岡における茶栽培の発祥の地とされています。石積みのだんだん茶園はインスタ映え間違いなし！

作業後は

バーベキューも開催！

作業後は希望者でバーベキューを行います！茶園を眺めながらのバーベキューは格別ですよ！

参加費：大人1,500円 子供500円
(未就学児は無料)



2017年11月11日(土)

9:00~12:00

奥長島のだんだん茶畑

申込用紙 FAX(054-221-2809)まで

お申込み
しずおか棚田・里地くらぶ
054-221-2713
(土・日を除く9時~17時)

申込者氏名

連絡先(TEL)

BBQの参加(O or X)

参加人数

4- -参17 人

うち子供の人数

人



多面的機能支払の活動の進化に向けて 地域の女性の活躍の場を広げよう

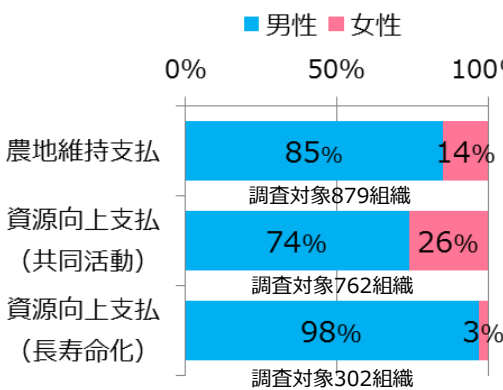
地域における女性の活躍の推進は、現場に多様な価値観や創意工夫をもたらす※ため、多面的機能支払の活動において、女性の活躍を推進します。

※女性活躍加速のための重点方針2018（すべての女性が輝く社会づくり本部）

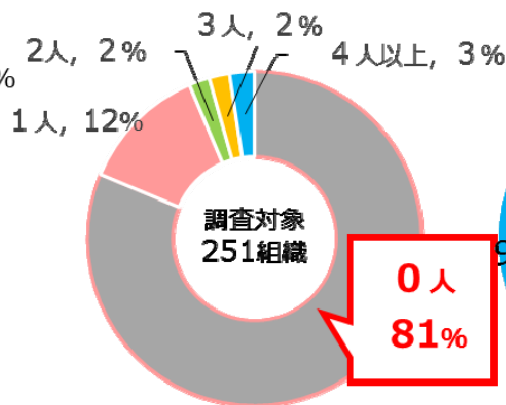
多面的機能支払における女性参加の現状

構成員としての女性の参加は一定程度みられる一方、役員や代表としての女性の参加はほとんど進んでいません。

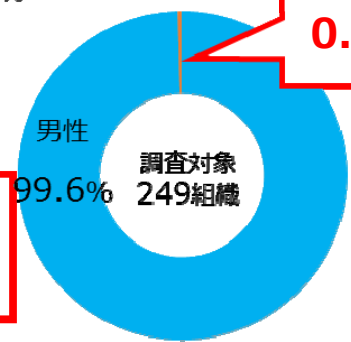
活動組織の構成員



女性役員の人数



組織の代表の性別



多面的機能支払の活動の進化に向けて

多面的機能支払は、地域資源の保全管理の取組を女性の活躍の場にするにより、取組に進化をもたらすため、3つの取組を推進します。

1. 活動組織・広域活動組織の女性役員を2名以上とすること
政府目標：様々な形で農山漁村において地域を牽引していく女性リーダーを育成※
2. リーダー育成等の研修への女性参加の促進とともに
女性リーダーのネットワーク化を推進すること
3. 女性の活躍により活動が進化している事例を紹介すること

※第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日決定）

新たなメンバーの新しい発想が

皆さんの活動に新たな付加価値を生み出す原動力となります！

女性が中心となって活躍している活動事例

遊休農地を活用した体験学習

(三重県多気町 多気町勢和地域資源保全・活用協議会)

女性が中心となって、小学校・図書館・地域が連携し、**遊休農地を活用した体験学習**を企画。

子どもたちは、地域の歴史のかんがい用水を題材とした郷土史学習や、大豆等の栽培から収穫、加工、伝統食づくりまでを体験し、**農業の大切さを学習**。



大豆畑の草取り



大豆を使った豆腐やきな粉、みそ作り



小学校そばの遊休農地を解消



かんがい用水を題材とした学習

女性を中心とした景観形成活動

(福井県美浜町 美浜町広域協定～風和里会～)

コスモスの植栽や水路への竹プランターの設置等の景観形成活動に多くの女性が積極的に参加。様々な目線で取り組みを評価・改善するために、**役員会には女性も必ず参加する**など、より良い地域となるよう柔軟な活動を実践。



竹プランターの製作状況



役員会には女性が2名以上参加

活動組織における事務委託一覧表

事務所名	市町村名	活動組織名	事務の委託先	事務委託の内容		
東部	長泉町	ながくぼの会	NPO法人美郷創自然研究会	①		
中部	静岡市	新丹谷地区環境保全隊	JALみず	①		
		花の吉原緑の会	JALみず	①		
		興津東町水土里の会	JALみず	①		
		尾羽農地保全会	JALみず	①		
		原農地保全会	JALみず	①		
		二本松農地保全会	JALみず	①		
		矢部農地保全会	JALみず	①		
		日本平いちご地区環境保全会	JALみず	①		
		加瀬沢農地を守る会	JALみず	①		
		梅ヶ谷農地保全会	JALみず	①		
		久能環境保全推進協議会	JA静岡市南部営農経済センター	①		
		長田農地保全会	JA静岡市長田営農経済センター	①		
		山原農地保全会	JALみず	①		
		志太榛原	牧之原市	グリーンネット牧之原	山本総合事務所	①
中遠	磐田市	豊岡東地区環境保全協議会	磐田用水東部土地改良区	①		
		向笠里水環境保全の会	磐田用水東部土地改良区 あおぞら税理士法人	① ②		
		新貝環境の会	磐田用水東部土地改良区 あおぞら税理士法人	① ②		
		田原みどりの会	磐田用水東部土地改良区 あおぞら税理士法人	① ②		
	掛川市	みどりnet山崎	とうもんの会	①		
		原田地区環境を守る会	原田地域学習センター	①		
		美農里ネット初馬	大井川右岸土地改良区	①		
		みどりネット東山	茶文字の里東山	①		
	袋井市	三川地区農地・水・環境対策推進協議会	磐田用水東部土地改良区 あおぞら税理士法人	① ②		
			いまい保全の会	磐田用水東部土地改良区 あおぞら税理士法人	① ②	
		木原なわて会	磐田用水東部土地改良区 あおぞら税理士法人	① ②		
			土橋水と緑を守る会	磐田用水東部土地改良区 あおぞら税理士法人	① ②	
		ひがし水土里の会	大井川右岸土地改良区 原田和義税理士事務所	① ②		
			沖山梨つぼみの田んぼ	磐田用水東部土地改良区	①	
		下山梨環境保全の会	磐田用水東部土地改良区	①		
		一本松の会	磐田用水東部土地改良区 あおぞら税理士法人	① ②		
		アグリティ豊笠	豊笠土地改良区	①		
		浅羽一万石	磐田用水東部土地改良区 あおぞら税理士法人	① ②		
			森町	一宮の水と環境を守る会	磐田用水東部土地改良区	①
		西部	浜松市	正楽寺	大谷事務所	①
	庄内地区環境保全対策協議会			吉田測量設計(株)	①	
	三ヶ日南部地区農地・水・環境保全			(株)フジヤマ 浜名湖北部用土地改良区三ヶ日町水利組合	① ①	
	三ヶ日東部地区農地・水・環境保全			(株)フジヤマ 浜名湖北部用土地改良区三ヶ日町水利組合	① ①	
	三ヶ日中部地区農地・水・環境保全			(株)フジヤマ 浜名湖北部用土地改良区三ヶ日町水利組合	① ①	
	三ヶ日北部地区農地・水・環境保全			(株)フジヤマ 浜名湖北部用土地改良区三ヶ日町水利組合	① ①	
	狩宿緑の会			大谷事務所	①	
	伊佐見地域農地・水・環境保全管理			三方原用水伊佐見地区水利合同事務組合	①	
	下善本村地区環境保全協議会			浜北測量設計	①	
	西四村ふるさとの会			行政書士 石野好弘	①	
	鹿玉水利組合UH農地保全会			浜北土地改良区	①	
五島環境保全会	東南部土地改良区			①		
				計		

①報告書作成等事務全般、②源泉徴収手続き

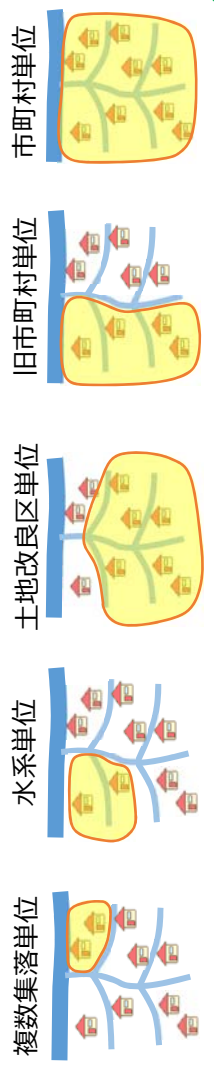
多面的機能支払交付金の効率的な推進

～共同活動のさらなる効率化のため、土地改良区との協力体制の構築を推進～

- 多面的機能支払交付金を効率的に推進するため、従来から、広域化への取組、事務の簡素化等を実施してきたところ。
- 共同活動のさらなる効率化に向けて、引き続き、体制強化を進める必要があるが、特に、改正土地改良法（第15条の2～第15条の5の新設）による「施設管理准組合員制度」の創設の趣旨も考慮し対応する必要がある。

広域化推進の方向性

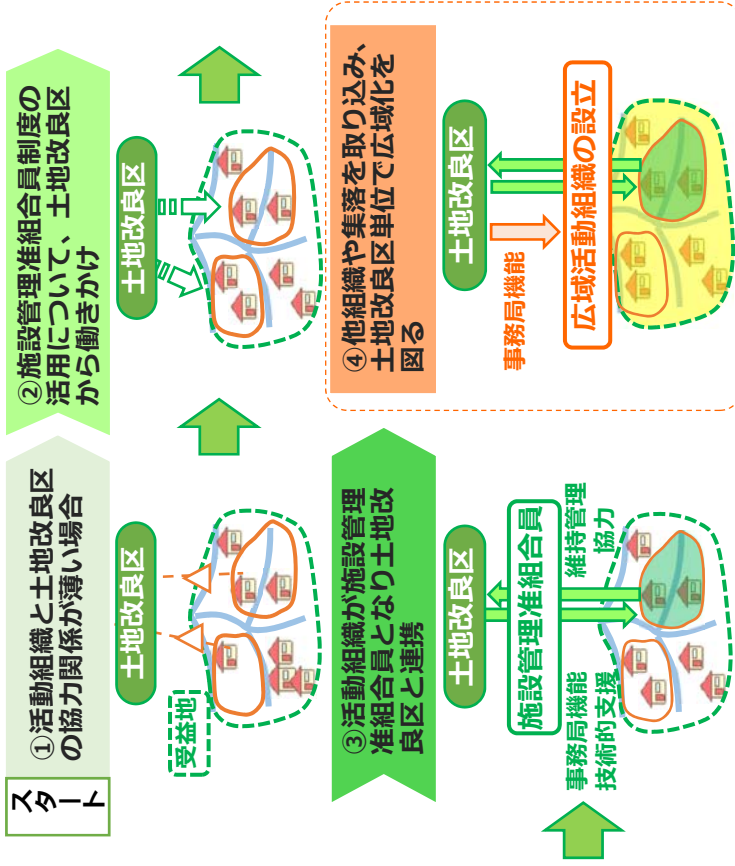
○ それぞれの地域に合った規模・単位での広域化の推進が必要



施設管理准組合員制度の創設を契機とした活動組織の体制強化

- ・ 活動組織の体制強化については、広域化を行うことが有効な措置の1つであるが、**従来から関連する土地改良区との連携が薄い場合、まずは「施設管理准組合員制度」の活用により、連携を強化することも考えられる。**この場合、活動組織の事務に対し、土地改良区の支援を得ることも可能。
- ・ また、土地改良区としても、**土地改良区が管理する施設の管理体制の強化の観点から、関係する活動組織に対し、「施設管理准組合員制度」の活用も含め、協力関係の構築に向けて、対応することも考えられる。**
- ・ 上記のような対応により体制強化を進める過程等において、**土地改良区単位において、土地改良区が主たる調整を行い、活動組織の広域化を行うことも考えられる。**この場合、土地改良区が活動組織の事務局を担うなど、より事務局体制の強化にも資するよう検討する必要がある。

進め方（イメージ）



施設管理准組合員制度

- 地域の活動組織が土地改良区の施設管理准組合員となることができる。
- 施設管理准組合員は、土地改良施設の管理への協力を求められる一方、土地改良区の総会に出席し、意見を述べることが可能である。

(参考) 広域化がもたらす効果

広域化推進のメリット

活動組織・集落

- ・各集落の**事務作業の負担を減少**。
- ・事務委託や工事発注、資材や物品等購入等をまとめて行うことで、**経費を節減**。
- ・**集落間連携**により、資機材、人材、技術力の融通が可能になり、**活動を活発化**。
- ・単独ではハードルの高い学校教育や企業との連携による取り組みが進めやすくなる。

市町村

- ・事務処理の統合で交付、実施状況確認等の件数が減り、**事務負担が大幅に軽減**。
- ・市町村からの組織への連絡系統が**集約化され効率的・効果的な指導が可能**。
- ・周辺の未取り組み集落が活動に取り組み契機となり、**取り組み面積が拡大**に貢献。

土地改良区

- ・広域化の際に受益地内の未取り組み集落が新たに活動に取り組み、土地改良区の運営基盤である**受益農地の保全体制がさらに強化**。

広域化の事例

(A県B市) 土地改良区への事務処理委託による事務負担の軽減

- 事務処理を委託したことで、活動組織は共同活動に専念することが可能。また、土地改良区管内を一つの広域組織にまとめる際も、土地改良区による各種の調整により円滑な広域化を実施。

土地改良区へ事務処理を委託

○土地改良区への委託内容

- ・活動計画の作成補助・各活動の準備や活動にあたっての注意事項の周知
- ・活動記録、金銭出納簿のとりまとめ及び管理
- ・役場との調整、問い合わせ 等

○活動組織で対応すること

- ・役員から構成員への連絡
- ・活動に必要な資材の連絡
- ・資材の購入時の領収書の提出
- ・各活動の終了時に、作業日報により活動の人数、内容を報告 等

- 事務処理を委託することで、活動組織は地域の共同活動に専念することが可能となった。



広域化組織への円滑な移行

平成19年各集落での活動



平成24年 4つの広域組織

平成26年土地改良区管内で1つの広域組織

- 広域化にかかる事務処理や組織間の連絡調整も土地改良区が担当し、広域化を円滑に実施することが可能となった。

(C県D市) 広域化による相互扶助体制の強化

- 広域協定運営委員会を設立することで地区間の扶助体制が強化され、個別地区の問題についての助言や他地区における水路の泥上げ等の手伝いを実施している。

相互扶助体制の強化



水路の泥上げ



景観形成

- 広域協定運営委員会が地区をまとめることで扶助体制が強化され、活動が効率的に行えるようになった。
- ・他地区の水路の泥上げを手伝うが助言
- ・個別地区で行っていた事務処理を運営委員会が一括で行うことにより、共同活動に専念することが可能

活動組織の広域化

- 規模が小さい組織では、活動取り止めのおそれがあったことから、土地改良区のサポートを受けながら活動組織の広域化を実施。これにより活動の継続が可能となった。



広域化前 (20組織)

事務簡素化のポイント (案)

※本内容は今後の実施要綱・要領の審査等により見直しすることがあります。

(1) 活動項目・取組の整理統合

- 対象となる取組内容はそのままに**選択する取組数を削減**。(162個→66個、削減率：約60%)
- 取組に通し番号を振り**、活動記録の取組番号入力などに対応。

見直しの内容(一例)

農地維持支払－地域資源の基礎的な保全活動

これまで

活動項目	取組	これから
実践活動	水路の草刈り	<7>水路の草刈り <8>水路の泥上げ <9>水路附帯施設の保守管理 7個→3個に削減
	ポンプ場、調整施設等の草刈り	
	水路の泥上げ	
	ポンプ吸水槽等の泥上げ	
	かんがい期前の注油	
	ゲート類等の保守管理	
	遮光施設の適正管理	

資源向上支払 (共同) - (1) 施設の軽微な補修

これまで

活動項目	取組	これから
実践活動	農道	<32>農道の軽微な補修等 8個→1個に削減
	農道	
	路肩、法面の初期補修	
	軌道等の運搬施設の維持補修	
	破損施設の補修	
	きめ細やかな雑草対策	
	側溝の目地詰め	
	側溝の不同沈下への早期対応	
附帯施設	側溝の裏込材の充填	
	破損施設の補修	

(2) 申請・報告様式の見直し

- 文字を大きくする、分かりにくい箇所には説明を加えるなど、**見やすく分かりやすい様式に見直し**。
- 各様式間の記入項目を見直し、関連性の高い様式を1つのエクセルファイルに集約。様式間の参照による自動入力で**入力が必要な箇所を削減、入力ミスを回避**。

見直しの内容(エクセル形式の様式における一例)

活動記録

これまで

施設又は テーマ	具体的な活動内容 <(1) 番号は事業単位の場舎> 活動項目(対象活動)	取組(取組内容)
農地維持 <input type="checkbox"/> 資源向上(共同) <input type="checkbox"/> 資源向上(事業単元) <input type="checkbox"/> 農道安全対策	実地活動 <input type="checkbox"/> 調査・計画 <input type="checkbox"/> 委託・普及 <input type="checkbox"/> 研修・学識 <input type="checkbox"/> 講習会 <input type="checkbox"/> 研修会 <input type="checkbox"/> 研修会	取組 <input type="checkbox"/> 事務処理等 <input type="checkbox"/> 研修・学識 <input type="checkbox"/> 研修会 <input type="checkbox"/> 講習会

複雑なチェックボックスから選択

これから

- ①リストから取組に対応する番号を選択
- ②活動内容が**自動で入力**

取組番号
(左から詰めて入力してください)

取組番号	支払区分	活動項目	取組
7	農地維持	水路	水路の草刈り
10	農地維持	農道	農道の草刈り

実施状況報告書

これまで 活動計画書や活動記録、金銭出納簿を参照しながら手入力

これから 各シートの様式間の参照により、**入力箇所数を約60%削減**

取組	計画	実施	金額
点検	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	500,000円
年度活動計画の策定	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	購入・リース費 200,000円

活動計画書に入力すると自動で入力される

活動記録に入力すると自動で入力される

金銭出納簿より自動で入力される

実施状況確認報告書 (市町村担当者作成)

実施状況報告書等からの参照により**入力不要**に ※エクセル形式で報告書が提出された場合

多面的機能支払交付金・ふじのくに美しく品格のある邑 一覧【重複89箇所】

(H31.3.19時点)

NO.	市町名	多面的機能支払交付金 (ふじのくに美農里プロジェクト)	ふじのくに美しく品格のある邑
1	河津町	上佐ヶ野地区農地・水・環境保全会	上佐ヶ野わくわくの里[24]
2	松崎町	石部棚田・里山を守る会	石部赤根田村百姓の里[24]
3	西伊豆町	仁科地区美しい田園を守る会	中[24]
4	沼津市	浮島地区農地・水・環境保全管理協定	浮島[24]
5	沼津市	西浦平沢農道会	寿太郎みかんのふるさと西浦[24]
6	三島市	三ツ谷環境保全推進会	三島箱根西麓地区[24]
7	三島市	笹原環境保全推進会	三島箱根西麓地区[24]
8	伊東市	十足農地と水辺の会	十足[24]
9	御殿場市	沼田ホタルねっと	沼田ロマンチック街道育成会[25]
10	御殿場市	西澤水系環境ネットワーク	西澤水系[24]
11	御殿場市	二子湧水保存会	二子湧水の里[26]
12	裾野市	深良地区美しい水と緑保全の会	深良地区[29]
13	伊豆市	月ヶ瀬環境保全推進会	伊豆月ヶ瀬梅の里[24]
14	長泉町	長泉町ながくぼ地域農地・水・環境保全管理協定	上長窪地区[24]
15	小山町	上野美農里の会	上野美農里の会[29]
16	小山町	吉久保地域資源保全会	吉久保日吉の里[30]
17	富士宮市	いいな故里は、守ろう原睦み会	白糸の里[26]
18	富士宮市	縄文の里「おおしか幸区」	柚野の里[24]
19	富士宮市	天子ヶ岳の郷保存の会	天子ヶ岳の里[29]
20	富士宮市	南条の里農地保全会(下条下区農地・水・環境保全会)	南条の里[27]
21	富士市	富士市東部地域農地・水・環境保全管理協定	富士山のふもとの郷を守る邑[25]
22	富士市	岩本山とかりがね堤を守る会	岩本山とかりがね堤を守る邑[24]
23	静岡市	清沢地域農地・水・環境保全管理協定運営委員会	清沢[24]
24	静岡市	布沢地域資源保全隊	布沢[27]
25	静岡市	新丹谷地区環境保全隊	原・新丹谷[24]
26	静岡市	原農地保全会	原・新丹谷[24]
27	静岡市	オレンジ・浜石”S	浜石岳と八千代の桜[28]
28	静岡市	有東木資源保全隊	有東木[24]
29	静岡市	玉川振興会	玉川[29]
30	静岡市	はばたけ大川	奥藁科・大川[24]
31	静岡市	西里コミュニティーサークル	清水区西里[26]
32	島田市	抜里エコポリス	抜里[27]
33	島田市	神座鶉網環境美化の会	神座鶉網[24]
34	島田市	湯日美里会広域協定運営委員会	湯日[26]
35	島田市	越地 環境保全の会	越地[25]
36	島田市	金谷広域協定運営委員会	間の宿 菊川[28]
37	焼津市	中の島地域環境保全活動組織	中の島[24]
38	焼津市	方ノ上美農里	方ノ上[30]
39	藤枝市	殿ふるさと会	殿[24]
40	藤枝市	岡部本郷みのり会	本郷[26]
41	牧之原市	菅山原27会	菅山原[24]
42	牧之原市	坂部みどりネットワーク	坂部[27]
43	牧之原市	蛭ヶ谷みのり会	蛭ヶ谷[28]
44	吉田町	片岡西 中生会 農業支援部	吉田たんぼ[24]
45	川根本町	瀬平けっこにせつ会	けっこい瀬平[27]

多面的機能支払交付金・ふじのくに美しく品格のある邑 一覧【重複89箇所】

(H31.3.19時点)

NO.	市町名	多面的機能支払交付金 (ふじのくに美農里プロジェクト)	ふじのくに美しく品格のある邑
46	磐田市	豊岡東地区環境保全協議会	敷地村[24]
47	磐田市	向笠里水環境保全の会	とんぼの里岩井[25]
48	磐田市	田原みどりの会	田原[26]
49	磐田市	浅羽一万石	とうもんの里[24]
50	掛川市	東山口造成農地保全の会	東山口・西山口[26]
51	掛川市	倉真地区まちづくり委員会河川環境研究部	報徳・温泉・農業の里倉真[29]
52	掛川市	中新井環境保全の会	とうもんの里[24]
53	掛川市	大坂東地域資源保全の会	そよかぜ広場[28]
54	掛川市	みどりnet山崎	とうもんの里[24]
55	掛川市	大淵農地環境保全推進協議会	とうもんの里[24]
56	掛川市	沖之須地域資源保全の会	とうもんの里[24]
57	掛川市	高天神里の会	高天神の里[25]
58	掛川市	西大淵景観推進協議会	とうもんの里[24]
59	掛川市	本郷西保全会	とうもんの里[24]
60	袋井市	袋井市三川地域農地・水・環境保全管理協定	源氏とひまわりの里[24]
61	袋井市	いまい保全の会	いまい保全の会[29]
62	袋井市	一本松の会(とうもんの里)	とうもんの里[24]
63	袋井市	一本松の会(諸井里山の会)	諸井里山の会[26]
64	袋井市	浅羽一万石	とうもんの里[24]
65	菊川市	上倉沢千榎保存会	千榎(せんがまち)の棚田[24]
66	菊川市	嶺田地区環境推進委員会	嶺田用水の里[26]
67	菊川市	稲荷部自然環境保全クラブ	こがね色の里[30]
68	森町	一宮の水と環境を守る会	一の宮の里[26]
69	浜松市	水と緑北都の会	都田地区[26]
70	浜松市	けっこい中郡	中郡地区[25]
71	浜松市	恩地町環境みどり会	いきいき共生！恩地町環境みどり会[24]
72	浜松市	和地地区環境保全対策協議会	和地ふるさと会[24]
73	浜松市	三ヶ日南部地区農地・水・環境保全管理協定	三ヶ日みかんの里[24]
74	浜松市	三ヶ日東部地区農地・水・環境保全管理協定	〃
75	浜松市	三ヶ日中部地区農地・水・環境保全管理協定	〃
76	浜松市	三ヶ日北部地区農地・水・環境保全管理協定	〃
77	浜松市	中川地域環境推進会	銅鐸と水田のふるさと中川[24]
78	浜松市	村櫛地区環境保全対策協議会	村櫛地区[25]
79	浜松市	中ノ町環境保全会	中ノ町地区[25]
80	浜松市	大塚愛郷会	大塚地区[25]
81	浜松市	都田里山の会	都田地区[26]
82	浜松市	都田北部風車の会	都田地区[26]
83	浜松市	美農里大栗安棚田倶楽部	夢未来くんま[24]
84	浜松市	浜松市北区引佐町久留女木集落	久留女木の棚田～竜宮小僧伝説の邑～[27]
85	浜松市	西四村ふるさとの会	～竜ヶ石山～西四村の里[26]
86	浜松市	雄踏地区環境保全会	らびりんすゆうとう[27]
87	湖西市	新所水とみどりのプロジェクト	神所水とみどりのプロジェクト[24]
88	湖西市	神座里山多夢の会	神座里山多夢の会[29]
89	湖西市	山口保全組合	佐吉の里・山口[30]
	県全体	235組織	129邑